

高松市・庵治町合併協議会 第 6 回 会 議

附属資料（新規提案分）

目 次

1	「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料（協議第 2 8 号資料）	1 ~ 4
2	「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料（協議第 3 0 号資料）	5 ~ 8
3	「障害者福祉事業について」に関する資料（協議第 3 1 号資料）	9 ~ 22
4	「高齢者福祉事業について」に関する資料（協議第 3 2 号資料）	23 ~ 36
5	「保健衛生事業について」に関する資料（協議第 3 3 号資料）	37 ~ 71
6	「商工・観光関係事業について」に関する資料（協議第 3 4 号資料）	72 ~ 90
7	「交通関係事業について」に関する資料（協議第 3 5 号資料）	91 ~ 99
8	「上水道事業について」に関する資料（協議第 3 6 号資料）	100 ~ 113
9	「学校教育事業について」に関する資料（協議第 3 7 号資料）	114 ~ 124
10	「その他の事業について」に関する資料（協議第 3 8 号資料）	125 ~ 127

協議第28号資料

「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料

職 員 数 等 に つ い て 2 ~ 4

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	
分類	職員数等	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 職員数	3,287人 (平成16年4月1日 現在)	79人 (平成16年4月1日 現在)
2 職層別人数	部長級 21人 部次長級 46人 課長級 133人 課長補佐級 232人 係長級 803人 一般職・教員等 2,052人 (平成16年4月1日 現在)	部長級 -人 部次長級 -人 課長級 10人 課長補佐級 10人 係長級 31人 一般職・教員等 28人 (平成16年4月1日 現在)
3 級別職種	(全職種) 1級 1 定型的な業務を行う主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 2級 1 主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識又は経験に基づく事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 3級 1 高度の知識又は経験を必要とする主事もしくは技師又はこれに相当する職務 4級 1 係長又はこれに相当する職務 5級 1 相当困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 6級 1 困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 7級 1 課長補佐又はこれに相当する職務	(行政職) 1級 主事補、保育士、書記、教諭、主事補 2級 主事、技師、主事補、保育士、書記、教諭 3級 主任主事、主任技師、保育士、書記、教諭 4級 係長、主任主事、主任技師、書記、主任教諭 5級 所長、課長補佐、係長、主任技師、主任保育士、局長、書記、園長、教頭、主任教諭 6級 課長、室長、主幹、所長、課長補佐、局長、園長、教頭 7級 課長、室長、主幹、所長、局長、園長 8級 課長、室長、主幹、局長、

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
庵治町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い																	
分類	職員数等																	
項目	現 高 松 市	況 庵 治 町																
	<table border="1"> <tr> <td>8級</td> <td>1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>10級</td> <td>1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>11級</td> <td>1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務</td> </tr> </table>	8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務	9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務	10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務	11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務	<p>〔技能労務職〕</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>技能職：自動車運転手その他これに相当する技能職員の職務 労務職：用務員その他労務職員の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>相当の技能又は経験を必要とする技能職及び相当の経験を必要とする労務職の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高度の技術又は経験を必要とする技能職及び相当の経験を必要とする労務職の職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>特に高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職 数名の者を直接指揮監督する職務にある技能職及び労務職</td> </tr> </table> <p>印の付されている職務については、町長の承認を得たものに限る。</p>	1級	技能職：自動車運転手その他これに相当する技能職員の職務 労務職：用務員その他労務職員の職務	2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職及び相当の経験を必要とする労務職の職務	3級	高度の技術又は経験を必要とする技能職及び相当の経験を必要とする労務職の職務	4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職 数名の者を直接指揮監督する職務にある技能職及び労務職
8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務																	
9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務																	
10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務																	
11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務																	
1級	技能職：自動車運転手その他これに相当する技能職員の職務 労務職：用務員その他労務職員の職務																	
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職及び相当の経験を必要とする労務職の職務																	
3級	高度の技術又は経験を必要とする技能職及び相当の経験を必要とする労務職の職務																	
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職 数名の者を直接指揮監督する職務にある技能職及び労務職																	

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い					
分類	職員数等					
	現			況		
項目	高 松 市			庵 治 町		
4 平均給料月額等	区分	一般行政職	技能職	区分	一般行政職	技能職
	平均給料月額	358,539円	347,589円	平均給料月額	330,100円	259,500円
	平均給与月額	417,272円	390,950円	平均給与月額	360,100円	274,300円
	平均年齢	42歳2月	44歳4月	平均年齢	45歳11月	53歳6月
	(平成16年4月1日現在)			(平成16年4月1日現在)		

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

協議第30号資料

「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料

一部事務組合等の状況について 6～8

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・庵治町・三木町・牟礼町・塩江町・香川町 香南町・直島町・綾上町・綾南町・国分寺町 (共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椋川ダムの建設 椋川ダムに係る水道水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。 (共同で実施している事務) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 該当なし。</p>
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	<p>該当なし。</p>	<p>(構成市町) 庵治町・三木町・牟礼町・塩江町・香川町・香南町・直島町 (共同で実施している事務) ・滞納町村税等の整理</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・庵治町のみが加入している一部事務組合がある。 ・庵治町では、土地開発公社を設立していない。</p>

対 応 策
<p>・両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 ・庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 ・土地開発公社については、高松市の制度を適用する。</p>

調 整 案
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 土地開発公社については、高松市の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い		部会名	総務・企画財政・市民・環境・消防
分類	一部事務組合等の状況			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	(構成市町) 庵治町・三木町・牟礼町・塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務) ・消防組織法及び消防法の定める消防事務 (水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に 関する事務を除く。) ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する 法律に基づく事務のうち、以下のもの。 (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等 (1)及び(3)については、(2)の届出に係るもの に限る。		
4 香川県東部清 掃施設組合	該当なし。	(構成市町) 庵治町・さぬき市・東かがわ市・三木町・牟礼町・ 香川町 (共同で実施している事務) ・ごみ処理施設の設置・管理・運営 ・併設のスポーツ・レクリエーション施設の設置・ 管理・運営		対 応 策
				調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
5 香川各市町総合事務組合	該当なし。	<p>(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)</p> <p>(共同で処理する事務) <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防職員、消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務 </p>
6 土地開発公社	<p>[高松市 土地開発公社] (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日</p>	該当なし。

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

「障害者福祉事業について」に関する資料

障害者手帳の交付について	10
支援費等の支給・変更決定業務について	11
育成医療等負担費用助成事業について	12
補装具給付費用負担額助成事業について	13
訪問入浴サービス事業について	14
心身障害者（児）扶養共済掛金助成事業について	15
障害者（児）社会参加推進事業について	16
手話奉仕員養成事業について	17
手話奉仕員等派遣事業について	18
福祉タクシー設置補助事業について	19
身体障害者パソコン教室事業について	20
在宅重度心身障害者訪問診査事業について	21
心身障害者医療費助成事業について	22

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 障害者福祉事業	
分類	障害者手帳の交付	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 身体障害者手帳の交付	<p>(実施機関)中核市として、高松市が実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、市で審査・決定の上、申請者へ交付する。 (申請から交付まで) 申請 市窓口(市長に申請) 市で審査・決定 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:2,590件</p>	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:57件</p>
2 療育手帳の交付	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 知的障害のある者から、療育手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:236件</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:9件</p>
3 精神障害者保健福祉手帳の交付	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 精神障害のある者から、医師の診断書または精神障害を事由とする障害年金証書を添え、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:324件</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:0件</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>身体障害者手帳の交付事務について、実施機関に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一するとともに、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関を香川県から高松市へ移行する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	支援費等の支給・変更決定業務	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 身体障害者・知的障害者支援費支給・変更決定業務	<p>(内容) 居宅介護等の在宅サービス支援や施設等訓練の施設サービス支援を受けようとする身体障害者・知的障害者は、支援費の支給を申請することができる。</p> <p>(申請から決定まで) 申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり。 H15年度実績: 956人</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績: 18人</p>
2 障害児支援費支給・変更決定業務	<p>(内容) 居宅生活支援を受けようとする障害児の保護者は、支援費の支給を申請することができる。</p> <p>(申請から決定まで) 申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり。 H15年度実績: 194人</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績: 5人</p>
3 精神障害者居宅生活支援事業の決定業務	<p>(内容) 居宅生活支援事業を受けようとする精神障害者は、支援事業の申請をすることができる。</p> <p>(申請から決定まで) 申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり。 H15年度実績: 46人</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績: 0人</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業										
分類	育成医療等負担費用助成事業										
現 況											
項 目	高 松 市	庵 治 町									
1 事業内容	育成医療等の給付を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。	該当なし。									
2 適用医療	・育成医療(身体に障害のある児童に対し、その障害を除去し、又は軽減し、生活の能力を得るために必要な医療) ・更生医療(身体に障害のある者に対し、その障害を除去し、又は軽減し、職業能力の増進や、社会・日常生活を容易にするために必要な医療)										
3 助成額	所得に応じた利用者負担額										
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。										
5 助成方法	口座振込										
6 助成実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>適用医療</th> <th>延べ人数</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成医療</td> <td>132人</td> <td>2,870千円</td> </tr> <tr> <td>更生医療</td> <td>1,698人</td> <td>10,770千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>	適用医療	延べ人数	助成額	育成医療	132人	2,870千円	更生医療	1,698人	10,770千円	
適用医療	延べ人数	助成額									
育成医療	132人	2,870千円									
更生医療	1,698人	10,770千円									

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業													
分類	補装具給付費用負担額助成事業													
現 況														
項目	高 松 市	庵 治 町												
1 事業内容	補装具(身体障害者(児)の失われた部位、損傷のある部分を補い、必要な身体機能を取り戻し、又は補うために使用される補聴器、つえ、車椅子などの用具)の交付または修理を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。	該当なし。												
2 助成額	所得に応じた利用者負担額													
3 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。													
4 助成方法	口座振込													
5 助成実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障害者</th> <th>身体障害児</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付</td> <td>173件</td> <td>80件</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4,459千円</td> </tr> <tr> <td>修理</td> <td>318件</td> <td>70件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>				身体障害者	身体障害児	助成額	交付	173件	80件	4,459千円	修理	318件	70件
	身体障害者	身体障害児	助成額											
交付	173件	80件	4,459千円											
修理	318件	70件												

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	訪問入浴サービス事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業内容	身体障害者の家庭に巡回入浴車を派遣して入浴を支援する。	該当なし。
2 対象者	家庭内において入浴困難な寝たきり身体障害者で、医師が入浴可能と認める者	
3 費用負担	入浴1回につき生計中心者の所得に応じた額 (0円～12,500円/回 18階層に区分して徴収)	
4 実施方法	高松市社会福祉協議会など3事業者に委託し実施	
5 助成実績	訪問入浴回数 延べ145回(委託料2,888千円) 平成15年度	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業内容	心身障害者(児)の生活の安定を図るため、香川県心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を助成する。 【参考】香川県心身障害者扶養共済制度 昭和45年度から香川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき実施されているもので、心身障害者(児)を扶養する保護者が死亡または重度障害となったとき、掛金1口につき月額2万円の年金が支給される制度	該当なし。
2 対象者	香川県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、特別障害者手当の所得制限を超えていない者	
3 助成額	・低所得世帯の加入者(市民税非課税世帯、市民税均等割世帯、所得税非課税世帯): 1口目の掛金の1/2の額 ・その他の世帯の加入者(所得制限世帯を除く): 1口目の掛金の1/3の額 【参考】1口目の掛金(月額) 0円～13,300円(加入時の年齢、所得によって異なる)	
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請	
5 支給方法	口座振込	
6 助成実績	121人(助成額 2,692千円) 平成15年度	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	障害者(児)社会参加推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 障害者社会見学事業	<p>日ごろ外出する機会の少ない障害者が見聞を広め、相互の親睦と交流を通して社会活動への参加意欲を高めるとともに、日常生活での活力を養うため、社会見学事業を実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 市民会館で「福祉のつどい」(演芸鑑賞と交流)を開催 参加人数:1,036人</p>	該当なし。
2 障害児社会見学事業	<p>日ごろ外出する機会の少ない障害児が見聞を広め、相互の親睦を図るとともに社会参加を促進するため、社会見学事業を実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 「あすたむらんど徳島」の見学を実施 参加人数:1,247人</p>	該当なし。
3 街頭キャンペーン	<p>「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障害児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンを実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 田町コミュニティー広場から丸亀町商店街まで、障害者施設鼓笛隊とともに横断幕を先頭に啓発品を配布しながら行進する。 参加人数:250人</p>	該当なし。
4 障害児作品展	<p>「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、障害児が作成した絵画、工作などによる作品展を市役所本庁舎で開催し、市民の障害児に対する理解を深める。</p> <p>(平成15年度実績) 参加者:724人 作品 :541点</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	手話奉仕員養成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業内容	聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員を養成する。 ・入門課程 35時間 / 基礎課程 45時間 ・定員 40人	該当なし。
2 対象者	・市内に住所を有する満18歳以上で手話奉仕員活動をしようとする者 ・全課程80%以上出席できる者 ・入門・基礎課程とも参加できる者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催場所	高松市総合福祉会館内会議室	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	手話奉仕員等派遣事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 手話奉仕員派遣事業	<p>(内容) 重度の聴覚障害者で社会参加を営む上で手話通訳を必要とする場合に、高松市身体障害者協会に委託し、手話奉仕員を派遣する。 (派遣対象者) 社会生活上外出を必要とする場合で手話通訳をする者がいない重度の聴覚障害者 (費用負担) 派遣対象者 無料 ただし、外出に必要な交通費は奉仕員分についても派遣対象者が負担 (申込窓口) 委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課 (派遣実績) 720回(3,170千円) 平成15年度</p>	該当なし。
2 要約筆記奉仕員派遣事業	<p>(内容) 手話のできない聴覚障害者等の社会活動への参加を促進するため、要約筆記を必要とする場合に、「要約筆記サークル・ゆうあい」に委託し、要約筆記奉仕員を派遣する。 (派遣対象) 社会生活上、外出を必要とする場合で適当な意思伝達の仲介者が得られない者、市内で開催される大会、講演会等の主催者で、聴覚障害者等のために奉仕員の派遣を必要とする者。ただし、営利を目的とする場合等は派遣を受けることができない。 (費用負担) 無料 (申込窓口) 委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課 (派遣実績) 64回(400千円) 平成15年度</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	福祉タクシー設置補助事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業内容	身体障害者が利用しやすい福祉タクシー(リフト付きタクシー)設置の推進を図るため、タクシー会社に対して、福祉タクシー用車両購入費の一部を補助する。	該当なし。
2 補助対象者	市内に住所を有するタクシー会社	
3 補助基準	福祉タクシー購入費の3分の2以内 (補助限度額260万円)	
4 補助実績	助成件数 3台(3,455千円) 平成15年度	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	身体障害者パソコン教室事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業内容	障害者の情報バリアフリー化を支援し、社会参加を促進するため、高松市身体障害者協会へ委託し、身体障害者を対象としたパーソナルコンピュータの操作等に関する講座を開設している。 開催回数 年2回 (昼・夜 定員各10人)	該当なし。
2 対象者	市内に住所を有する18歳以上の身体障害者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。 ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催実績	年2回開催 6月・10月) 1開催につき、昼の部・夜の部を同時に開催 31人が参加(958千円)	
7 開催場所	(平成15年度)高松市総合福祉会館内会議室 (平成16年度)高松市生涯学習センター	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	在宅重度心身障害者訪問診査事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業内容	身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者であって、地理的条件等により、受診の機会が少ない者を対象に、医師等を派遣して診査及び更生相談を行う。 訪問診査の担当医は、医師(身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師)、看護師等とする。	該当なし。
2 対象者	・市内に住所を有する18歳以上の者 ・歩行困難のため、身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者 ・地理的条件等により、受診の機会が少ない者	
3 実施方法	社団法人 高松市医師会に委託して実施	
4 訪問診査の内容	(1)重度身体障害者 ・全身状態の所見及び障害局所の診断と助言、指導等 (2)重度知的障害者 ・健康診査及び保健の指導 ・生活指導及び介護指導 ・相談・指導	
5 費用負担	無料	
6 利用実績	平成15年度 2回	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	心身障害者医療費助成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 助成対象者	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳㊤、A、㊦、Bまたは戦傷病者手帳全項症に該当する者 (その世帯における所得による制限はなし。)	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳㊤、A、㊦、Bまたは戦傷病者手帳の交付を受けている者 (その世帯における所得による制限はなし。)
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。) ただし、4級、Bの者は1/2の支給
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
制度の内容に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

「高齢者福祉事業について」に関する資料

高齢者と地域の交流事業について	24
高齢者を地域で支えあうまちづくり推進事業について	25
敬老会事業について	26
老人介護支援センター事業について	27
敬老祝品贈呈事業について	28
高齢者訪問事業について	29
高齢者生きがいデイサービス事業について	30
軽度生活援助事業について	31
老人福祉施設整備事業利子補給について	32
老人クラブ活動促進事業について	33
シルバー人材センター運営費補助事業について	34
高齢者入浴助成事業について	35
寝たきり高齢者寝具乾燥等事業について	36

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	高齢者と地域の交流事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	地区社協の区域内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等	該当なし。
2 実施内容	地区の公民館を利用し、会食方式により食事サービスを実施する。(月1回)	
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	
4 費用負担	市 190 円 社会福祉協議会 190 円 利用者 170 円	
5 実施状況	地区数 26 地区 延べ食数 23,151 食 事業費 9,964,617 円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 実施主体	市内35地区を実施単位とし、各地区において活動している多様な団体の参加のもと、地域支え合いネットワークを構成する団体	該当なし。
2 実施内容	<p>地域が創意工夫をし、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を支え合い、支援する事業に対し、助成を行う。</p> <p>事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時・災害時の支援体制づくり事業 ひとり暮らし高齢者等の安否を確認する事業 地域との交流を推進する仲間づくり事業 地域での孤立防止を図る相談援助事業 孤独感の解消を図る訪問事業 世代間交流事業 等 	
3 補助内容	事業に要する経費のうち、1地区当たり50万円を限度として交付	
4 その他	平成16年度から平成18年度までの3年間の事業	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	敬老会事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	75歳以上の在宅高齢者 老人福祉施設入所者	高松市と同じ。
2 対象者数	(在宅) 28,315人 (施設) 1,371人 (平成15年度)	(在宅) 767人 (施設) 9人 (大島青松園) 99人 (平成15年度)
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	(在宅・施設) 庵治町社会福祉協議会へ委託 (大島青松園) 町から自治会へ祝金を贈呈し自治会において運営
4 開催場所	市内35地区ごとの会場(小学校等) 老人福祉施設 各地区・施設で決定	(在宅・施設) 庵治小学校で実施 (大島青松園) 大島青松園で独自に実施
5 開催時期	敬老の日を中心に各地区・施設が日程調整	(在宅・施設) 敬老の日 (大島青松園) 敬老の日の数日前で日程調整
6 実施内容	式典 記念品等授与 演芸 アトラクション など 各地区で実施内容を決定	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
運営方法、開催場所及び開催時期に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、大島青松園における敬老会事業の運営方法については、大島青松園の意思を尊重する中で、適切に対応するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	老人介護支援センター事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 地域型 支援センター	<p>事業内容 要援護高齢者の実態把握 在宅介護に関する相談 保健福祉サービスの情報提供 など</p> <p>運営方法 社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会 などへ委託</p> <p>センター数 17箇所(特別養護老人ホーム、老人保健施設 に併設)</p> <p>〔職員配置 - 配置基準〕 1施設につき常勤1人以上(ソーシャルワーカー、 保健師、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー) 他の業務との兼務可</p>	<p>事業内容 高松市と同じ。</p> <p>運営方法 社会福祉法人に委託</p> <p>センター数 1箇所</p> <p>〔職員配置〕 職員 ケアマネージャー 1名</p>
2 基幹型 支援センター	<p>事業内容 地域型支援センターに対する指導・助言 地域ケア会議の開催</p> <p>運営方法 直営(高松市が運営)</p> <p>センター数 1箇所(高松市長寿社会対策課内に設置)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
地域型支援センターについては、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	敬老祝品贈呈事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	90歳以上の高齢者 (年齢基準日:12月31日現在)	90歳以上の高齢者 (年齢基準日:9月16日現在)
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者に敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。 (町社会福祉協議会が実施)
3 対象者数	・90～97歳 2,618人 計2,804人 ・98歳以上 184人 (平成15年度)	90歳の高齢者 18人 90歳以上の高齢者 72人 (平成15年度)
4 祝品内容	90～97歳(1,000円相当) (平成15年度においては、タオルセット) 98歳以上(5,000円相当) (平成15年度においては、カタログにより選択) 男女最高齢者は10,000円相当	90歳の高齢者だけに座ぶとん、白扇(4,500円相当) 90歳以上の高齢者に寝間着、饅頭(5,000円相当)
5 贈呈方法	90～97歳 民生委員児童委員が贈呈 98歳以上 市長等が高齢者訪問時に贈呈 訪問辞退者は郵送	敬老会当日に贈呈。 ただし、敬老会欠席者の中で高齢者慰問希望の者については、慰問時に贈呈。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
祝品内容及び贈呈方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	高齢者訪問事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	98歳以上の高齢者 (年齢基準日:12月31日現在)	90歳以上の高齢者 (年齢基準日:9月16日現在)
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者宅を訪問し、敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。
3 対象数	・在宅 120人 合計184人 ・施設 64人 [実訪問者数] ・在宅 26人 合計67人 ・施設 41人 (平成15年度)	在宅 72人 施設 1人 合計73人 [実訪問者数] ・在宅 5人 合計5人 (平成15年度)
4 訪問時期	9月上旬(2日間)	敬老会以後(2日間)
5 訪問者	市長、議長など	社会福祉協議会会長、民生委員・児童委員など

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者及び訪問者に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	高齢者生きがいデイサービス事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	(要件) おおむね65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない者 ・ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯で、家に閉じこもりがちな者 ・日常生活を営むのに支障のある者(日常生活動作が一部介助1項目以上、痴呆・問題行動ありが1項目以上)	(要件) 在宅の虚弱老人でおおむね65歳以上の者 ただし、介護保険法の認定者を除く。
2 サービス内容	日常動作訓練 入浴サービス 送迎サービス レクリエーション 健康チェック 食事サービス 趣味活動・創作活動	高松市と同じ。
3 実施方法	社会福祉法人(デイサービスセンター)へ委託	社会福祉法人(デイサービスセンター)へ委託 3か所委託(あじの里(庵治町)、守里苑(牟礼町)、白山山荘(三木町))
4 利用登録者	579人 (平成15年12月31日現在)	89人 (平成15年12月31日現在)
5 利用回数	利用回数 2回/月	原則1施設2回/月 (2回/月×3か所=6回/月まで利用可)
6 費用負担	生活保護世帯 市 ... 3,155円/回 利用者... なし その他の世帯 市 ... 2,772円/回 利用者... 383円/回 間食代や教養講座の材料費等は利用者から別途徴収	町 ... 3,000円/回 利用者... 1,000円/回

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、実施方法、利用回数及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の対象者は、合併年度及びこれに続く3年度に限り、引き続き他町のデイサービスセンターを利用できるものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の対象者は、合併年度及びこれに続く3年度に限り、引き続き他町のデイサービスセンターを利用できるものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	軽度生活援助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 事業名	軽度生活援助事業	庵治町生活管理指導員派遣事業
2 対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯	ひとり暮らし高齢者 (介護保険認定者を除く)
3 サービス内容	軽易な日常生活上の援助 外出時の援助 食事・食材の確保 大きな物の洗濯・日干し 家周りの清掃 家屋内の整理整頓 など	高松市と同じ。
4 実施方法	高松市シルバー人材センターへ委託 援助者 ... シルバー人材センター会員	特別養護老人ホーム あじの里 に委託 援助者 ... ホームヘルパー
5 利用登録者	609人	5人
6 利用回数・時間	利用回数 2回/月 利用時間 3時間/回	原則として4回/月 1回当たり1時間
7 費用負担	生活保護世帯 市 ... 800円/時間 利用者... なし その他の世帯 市 ... 720円/時間 利用者... 80円/時間	町 ... 1,872円/時間 利用者... 208円/時間

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、実施方法、利用回数・時間及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	老人福祉施設整備事業利子補給	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 対象	(要件) 社会福祉法人 新規事業への利子補給については、平成15年度から廃止している。	(要件) 社会福祉法人
2 利子補給対象事業	社会福祉・医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から貸付を受けて老人福祉施設の整備を行う事業	高松市と同じ。
3 利子補給期間	20年以内	20年間
4 利子補給対象事業者数	11法人	1法人
5 利子補給利率	元金5,000万円以内 年利2%以内 (ただし、実際償還利率を上回らない。) 元金5,000万円超 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 (ただし、上限2%で、実際償還利率を上回らない。)	あじの里利子補給利率(覚書による) 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 $1.4\% \times 2.5 / 3 = 1.17\%$ (1.4%は実際償還利率) あじの里の整備に係る利子補給については、他の同種施設と合わせ、庵治町、牟礼町、三木町の3町の協議に基づき、3町により、相互負担する取扱いとしている。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給利率に差異がある。 ・高松市では、新規事業への利子補給を実施していない。 ・利子補給の財源として、牟礼町及び三木町から負担金を徴している。

対応策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、合併時において、庵治町が利子補給している対象事業については、現行の庵治町の利子補給利率を適用するものとする。</p> <p>なお、現行の利子補給に係る相互負担については、合併時までには清算できるよう3町で協議するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、合併時において、庵治町が利子補給している対象事業については、現行の庵治町の利子補給利率を適用するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	老人クラブ活動促進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 組織等	(名称) 高松市老人クラブ連合会 単位老人クラブ 340 クラブ 会員数 19,658 人 60歳以上の加入者 (平成16年4月1日現在)	(名称) 庵治町老人クラブ連合会 単位老人クラブ 18クラブ(補助金対象) 会員数 1,104人 おおむね60歳以上の加入者 (平成16年4月1日現在)
2 主な活動内容	教養活動..... 老人大学、教養講座、講習会の開催、社会見学等 社会奉仕活動..... 公共施設清掃、施設慰問、友愛訪問等 スポーツ振興..... スポーツ大会、ゲートボール大会、ペタンク大会等	高松市と同じ。
3 補助内容	老人クラブ連合会活動事業補助金 5,588千円 老人クラブ連合会運営事業補助金 8,000千円 老人クラブ活動助成金(単位クラブ) 18,042千円	老人クラブ連合会 902千円 (内訳) 定額 675千円 人数割 77千円 (1人70円) 特別事業分(大島青松園との交流) 150千円 老人クラブ活動助成金(単位クラブ) 1,778千円 会員1人当たり1,500円

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
補助内容に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。庵治町老人クラブ連合会については、高松市老人クラブ連合会への統合を促す。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	シルバー人材センター運営費補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	高齢者の就業の機会を確保し、提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資する。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	名称 社団法人 高松市シルバー人材センター 会員数 1,067人(平成14年度末現在) 年会費 1,000円	名称 庵治町シルバー人材センター 会員数 72人(平成16年11月1日現在) 年会費 500円
3 補助内容	運営費助成 16,740 千円 人件費助成 3,721 千円 生活援助事業助成 1,750 千円	運営費助成 1,500千円 人件費助成 — その他助成 —

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
補助内容に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 庵治町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促す。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	高齢者入浴助成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	市内に住所を有する65歳以上の高齢者 (長寿手帳受給者)	該当なし。
2 実施内容	(無料入湯券の交付) 公衆浴場組合が申請者に対し、長寿手帳で 確認し、交付 (交付枚数) 1人当たり年間15枚	
3 対象入浴施設 等	公衆浴場組合加入の銭湯 入浴料300円 高松市負担分 210 円 公衆浴場組合負担分 90 円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 高齢者福祉事業	
分類	寝たきり高齢者寝具乾燥等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 事業名	在宅寝たきり高齢者寝具乾燥等事業	該当なし。
2 対象者	(要件) 市内に住所を有するおおむね65歳以上の 寝たきり高齢者で、市民税非課税世帯の者	
3 事業内容	乾燥消毒または水洗いを月1回実施。 (水洗いは年4回まで) 1回当たり 掛ふとん 2枚以内 敷ふとん 1枚 毛布 1枚	
4 費用負担	無料	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「保健衛生事業について」に関する資料

医 事 監 視 指 導 に つ い て	38
介 護 老 人 保 健 施 設 整 備 及 び 指 導 に つ い て	39
地 域 保 健 推 進 に つ い て	40
健 康 づ くり 推 進 プ ラ ン に つ い て	41
営 業 許 可 等 に つ い て	42~43
監 視 ・ 指 導 ・ 講 習 等 に つ い て	44~46
食 中 毒 予 防 推 進 に つ い て	47
公 衆 浴 場 施 設 改 善 事 業 等 助 成 に つ い て	48
狂 犬 病 予 防 に つ い て	49
野 犬 対 策 に つ い て	50
犬 猫 不 妊 去 勢 手 術 費 補 助 事 業 に つ い て	51
エ イ ズ 予 防 ・ 相 談 指 導 事 業 に つ い て	52
感 染 症 予 防 事 業 等 に つ い て	53~54
結 核 予 防 等 結 核 関 係 事 業 に つ い て	55~57
精 神 保 健 福 祉 相 談 等 指 導 事 業 に つ い て	58~60
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 支 援 等 事 業 に つ い て	61~62
保 健 セ ン タ ー 施 設 ・ 機 能 に つ い て	63
予 防 接 種 に つ い て	64
母 子 健 康 教 育 に つ い て	65
妊 婦 ・ 乳 幼 児 健 康 診 査 に つ い て	66
健 康 教 育 ・ 健 康 相 談 に つ い て	67
健 康 診 査 ・ が ん 検 診 に つ い て	68~69
地 域 保 健 組 織 に つ い て	70
初 期 救 急 医 療 に つ い て	71

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	医事監視指導	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 医療監視	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 【実施医療機関数】 113医療機関 (病院34有床診療所26、無床診療所28、歯科診療所25) 【監視体制】 無床及び歯科診療所は薬剤師、診療放射線技師、事務職の3名体制(有床診療所・病院には、医師、管理栄養士、保健師などを適宜増員) 【回数】 病院は毎年、有床診療所は3年に1回、無床及び歯科診療所は5年に1回医療監視を行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
2 医療機関の開設許可等	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (開設許可申請等) 104件 (開設届等) 787件 (医療法人決算等の届出) 302件</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
3 医療関係従事者の免許申請等	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (対象)・ 医師、歯科医師、看護師等医療従事者 (件数) ・医師免許の交付等 419件 ・医師免許の書換等 259件 ・医師免許の再交付等 37件 ・医師免許の抹消等 8件</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-10 保健衛生事業	
分類	介護老人保健施設整備及び指導監査等	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 介護保険施設 の状況	(施設数) 8 施設 (定員) 574 人	(施設数) 0
2 施設整備	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (募集・選定) 高松圏域における整備枠に基づき募集し、社会福祉施設整備等審査会での審議、県との開設許可に係る協議を経て整備予定事業者を内定し、国庫補助協議を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 介護老人保健施設の変更許可等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容)・ 介護老人保健施設の開設者から、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更の申請があった場合の処理 (体制) 1名(ただし、現地確認が必要な申請については2名)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施 ただし、町内に該当施設はない。
4 介護老人保健施設実地指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容)・ 市内の介護老人保健施設に立ち入り、その設備、帳簿書類等进行检查する。(実地による検査と書面による検査は、毎年交互に実施) (指導体制) 薬剤師、保健師、事務職(2)、診療放射線技師、管理栄養士の6名体制	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施 ただし、町内に該当施設はない。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	地域保健推進	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 地域保健対策	<p>(目的) 市民の健康増進に関する施策についての計画を定め、生涯にわたる健康の保持・増進に係る施策の総合的な推進を図る</p> <p>(活動) 保健・医療・福祉その他地域保健に関係する団体等との緊密な連携を図っている。</p>	高松市と同じ。
2 地域保健推進協議会	<p>(設置日) 平成11年7月19日</p> <p>(委員数) 15名</p> <p>(活動内容) 中核市として保健所を設置している事に伴い、毎年2回程度開催し、各年度の保健所の運営状況及び事業計画等について協議するなど、地域保健の総合調整を行っている。</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、地域保健推進協議会が設置されていない。

対 応 策
高松市の地域保健推進協議会において、庵治町地域を含めた活動を行うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	健康づくり推進プラン	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 計画推進	<p>(内容)</p> <p>市民の健康と生活の質の向上を目指すとともに、健康づくりを基盤に交流とふれあいによる生き生きとした地域づくりを推進するため、2012年までの健康づくり推進プラン「健やか高松21」を推進するため、関係団体代表等で構成する推進部会で、健康づくりの具体的な取り組み方等を協議するとともに、各種広報媒体を通じて計画の啓発・実践に努めている。</p>	該当なし。
2 推進体制	<p>(名称)</p> <p>高松市地域保健推進協議会「健やか高松21」推進部会</p> <p>(目的)</p> <p>「健やか高松21」を推進するため、一団体一運動の推進等、計画の実践に向け協議している。</p> <p>(委員)</p> <p>地域保健関係団体代表等12名</p> <p>(活動)</p> <p>推進部会を年2回程度開催</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、健康づくり推進プランが策定されていない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。 高松市健康づくり推進プラン「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、庵治町地域の実情等を踏まえ、庵治町地域を含めた計画に改訂するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	営業許可等	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 食品営業許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食品による事故(食中毒など)を防ぎ、安全な食生活を確保するため、食品衛生法に基づき、各種営業施設等に対して食品営業許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 医薬品販売業・薬局開設許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品・医療用具の提供と適正な使用を図るため、薬局・医薬品販売業者・医療用具販売業・賃貸業者等に対して、許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 温泉利用の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、温泉利用施設に対し、許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 毒物劇物販売業登録	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、登録を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 旅館業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 興行場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 公衆浴場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 理容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
9 美容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	営業許可等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
10 クリーニング業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
11 化製場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 薬局・医薬品 販売業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品の品質、有効性及 び安全性の確保と適正な使用を図るため、薬局及び 医薬品販売業者に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 温泉利用施設 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、 温泉利用施設に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 毒物劇物販売 業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保 健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、 監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 旅館業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 興行場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 公衆浴場の 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場の監視指導を行い、環境衛生の向上に 努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 理容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 美容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施 機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
9 クリーニング業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
10 化製場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
11 専用水道・簡易水道の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 専用水道及び簡易専用水道などの衛生管理指導を行うことにより、市民が安心して飲用することができる水の確保に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
12 食品関係営業施設の指導等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (監視指導・食品の収去) 各種営業施設等に対して監視指導・食品の収去業務を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
13 プール・海水浴場等指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 プール等の水質検査等の監視指導を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
14 香川県食品衛生協会委託事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (食品関係営業者自主管理体制) 食品衛生指導員が、食品関係営業施設を巡回し、施設の衛生状態、食品の取扱い状況等を調査指導し、自主管理体制の確立と食品衛生思想の普及向上を図るため、食品関係営業者自主管理体制事業を委託している。 (食品衛生教室) 食品の安全性に対する不安を解消するため、消費者に食品衛生知識の普及啓発を図るため、委託して実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
14 香川県食品衛生協会委託事業(つづき)	<p>(食品衛生責任者養成講習会) 食品衛生責任者の養成を行うことによって、業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生責任者実務講習会) 食品衛生責任者の実務教育を行うことによって、業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生行政情報普及事業) 食品衛生行政情報を業者に普及することにより、食品衛生思想の普及向上を図り、食中毒防止に資するために、委託して実施している。</p> <p>(食品関係業者種別自主管理事業) 食品関係業者種別に自主管理要領を作成し、業者による自主管理の徹底を図ることによって、食品の事故の発生を防止するため、委託して実施している。</p>	<p>(食品衛生責任者養成講習会) 香川県東讃保健所が、食品衛生協会に委託して実施している。</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	食中毒予防推進	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。 H15年度実績 食中毒発生状況 1回 患者数17名	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 病原性大腸菌食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 病原性大腸菌食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 腸炎ビブリオ食中毒等防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 腸炎ビブリオ食中毒等防止対策のために5月～12月にかけて生食用魚介類の買上検査および啓発活動を実施している。 H15年度実績 腸炎ビブリオ検査検体数 16検体	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 フグ中毒防止啓発事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 フグ中毒防止のための啓発活動及びフグを収去し、フグ毒性検査業務を実施している。 H15年度実績 ナシフグ毒性検査 20検体	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	公衆浴場施設改善事業等助成	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 施設改善事業補助金	一般公衆浴場の浴室等の施設改善事業に対し助成を行っている。 H15年度実績 4業者7件 補助金額 3,866千円	該当なし。
2 活性化事業等補助金	高松公衆浴場組合の実施する活性化事業等に対して補助金を支出している。 H15年度実績 活性化のための相談業務・イベント等 補助金額 2,000千円	該当なし。
3 公衆浴場業者への水道料金の助成	一般公衆浴場の公衆浴場業者に対して水道料金の2分の1の額(1ヶ月につき10万円を限度)を助成している。 H15年度実績 公衆浴場業者数 24軒 補助金額 12,029千円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	狂犬病予防	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 狂犬病予防注射	<p>狂犬病予防法に基づき、4月(11日間103箇所)、5月(4日間42箇所)に各地域を車2台(各2名)、土・日のみ車3台で巡回し、狂犬病の予防のための集合注射を実施している。なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H15年度実績 注射数 10,536件</p>	<p>狂犬病予防法に基づき、4月(3日間9箇所)に各地域を車1台(3名)で巡回し、狂犬病予防のための集合注射を実施している。なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H15年度実績 注射数 337件</p>
2 犬の登録管理	<p>狂犬病予防法に基づき、犬の登録等の業務を実施している。なお、犬の登録等についての事務の一部は、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H16.3.31現在 登録頭数 15,974頭 H15年度登録頭数 1,374頭</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H16.3.31現在 登録頭数 543頭 H15年度登録頭数 39頭</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>狂犬病予防注射に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	野犬対策			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 野犬等の捕獲・保護・抑留	<p>中核市の事務として、狂犬病予防法に基づいて、野犬等の捕獲・保護・抑留を実施している。</p> <p>H15年度実績 抑留 696件 返還 27件 捕獲体制等 獣医師 3名 非常勤捕獲員 2名 捕獲車 1台 軽捕獲車 1台 軽トラック 1台</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p> <p>H15年度実績 抑留 114件</p>	<p>実施機関に差異がある。</p>	
2 捕獲箱貸し出し・引取り	<p>野犬対策のため、捕獲箱の貸出し及び引取り業務を実施している。</p> <p>捕獲箱数 50台(サークル一式含む。)</p>	<p>野犬対策のため、捕獲箱の貸出し及び引取り業務を実施している。</p> <p>・捕獲箱数 16台</p>	対 応 策	
			<p>高松市の制度に統一するとともに実施機関を香川県から高松市へ移行する。</p>	
			調 整 案	
			<p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	犬猫不妊去勢手術費補助事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 犬猫不妊去勢手術費補助	<p>犬猫の不必要な繁殖防止に寄与するため、犬猫不妊去勢手術費の一部を助成している。</p> <p>犬または猫1頭につき 3,000円 ただし、猫は1世帯につき1年度2頭まで。 犬は制限なし(登録している犬のみ)。</p> <p>H15年度実績 補助金申請数 1,105頭 補助金額 3,315千円</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	エイズ予防・相談指導事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 エイズ予防啓発事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 世界エイズデーに合わせて市民を対象にイベントを開催し、正しい知識の普及啓発を行っている。また、文化祭や大学祭等の機会をとらえて、若年者に対してエイズの予防啓発を行っている。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 エイズ相談・検査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) エイズやHIV感染の不安のある人を対象に月2回、医師による個別相談や血液検査を実施するとともに、日常においても保健師による相談を行っている。エイズ検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名が担当、日常の相談は保健師2名が担当している。 平成15年度エイズ相談 309件 平成15年度エイズ検査 127件	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-10 保健衛生事業	
分類	感染症予防事業等	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 感染症予防啓発事業	広報への記事掲載、リーフレットの配布等を行い、市民等に対しO157、インフルエンザ等感染症の予防啓発に努めている。	高松市と同じ。
2 B型・C型肝炎検査	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) B型・C型肝炎検査を希望する人を対象に、月1回、医師による個別相談、血液検査を実施し、感染への不安解消及び正しい知識の普及を図っている。検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名で担当している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 感染症発生动向調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症の発生状況の収集・分析を行うため、指定した患者定点医療機関から27の疾病の発生件数を週または月単位で報告を求めている。また、病原体定点医療機関からインフルエンザウイルスの型等を調査するための検体の採取を依頼している。患者定点医療機関18か所、病原体定点医療機関4か所。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 感染症発生時調査・健康診断	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症のまん延防止を図るため、2・3類感染症に感染しているおそれがある者に対し健康診断(検便)を実施している。 (実績) 平成15年度 細菌性赤痢3人 / O157 14人 / 267人 計24人	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	感染症予防事業等	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
5 感染症診査協議会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が設置 (内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院勧告及び入院期間の延長について審議するため、必要時、感染症診査協議会を開催している。委員は医師4名(内2名は感染症指定医療機関の医師)学識経験者2名。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
6 感染症患者入院医療費公費負担	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院に際する医療費について公費負担をしている。 平成15年度は1・2類感染症の発生はない。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 結核定期外検診事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者の家族等接触者に対して、ツベルクリン反応検査、胸部エックス線検査など定期外の健康診断を月2回実施している。従事者は医師会委託の医師1名、保健師2名、看護師(嘱託)1名、放射線技師1名。平成15年度はツベルクリン反応検査については65人、胸部レントゲンについては319人に実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 結核患者管理	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 地区担当制で2名の保健師が結核登録患者の初回対応から削除まで、相談・指導、医療機関等連絡、管理検診の実施などにより管理している。 平成15年度末結核登録患者 154人 平成15年度新登録患者 80人	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 結核予防対策	結核予防週間等の機会をとらえ、市民等に対して広報への記事掲載、各地区保健委員会等を通じてのリーフレットの配布等、広く結核予防意識の普及啓発に努めている。 結核対策の総合的な推進について協議するため、結核対策会議を開催している。委員は医師5名と保健所長。年1回開催するほか、集団感染のおそれがある場合などは随時開催する。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 結核健康診断補助事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、私立学校または政令で定める施設が実施する定期健康診断の費用の2/3を補助している。平成15年度は28施設、3,923人に対して補助した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 結核医療費公費負担	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対し、結核診査協議会において承認された医療について公費負担を行っている。平成15年度は169件について医療費の公費負担を実施した。 平成15年度末命令入所患者11人。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 結核対策特別促進事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核医療従事者等の資質の向上を図るため、医師研修会の開催、結核の後遺症等で低肺機能となった患者とその家族を対象に呼吸器教室を開催するほか、一般市民への結核予防についての意識啓発を図るため平成14年度は事業所衛生担当者を対象とした研修会を開催するなど事業を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
7 結核定期病状調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 治療を終了し経過観察中の患者の病状等について、文書で照会し、これをもとに患者に対する適切な指導を行っている。平成15年度は68件の定期病状調査を実施した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 結核診査協議会運営費	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対する医療の適否を審査するため、月2回結核診査協議会を開催している。委員は医師4名と保健所長。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
9 結核指定医療機関関係事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、結核についての医療を担当する医療機関の指定及び解除を申請に基づき行っている。事務職1名が担当している。平成15年度は56件の指定・解除を行った。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
10 結核健康診断実施報告	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、市内における学校、施設、事業所等からの定期健康診断の実施状況についての報告を受けている。主に事務職1名が担当している。平成15年度は253件の報告を受けた。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	精神保健福祉相談等指導事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 こころの健康相談	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) こころの健康についての個別相談を随時実施している。この相談は保健師4名が担当している。医師による相談として、精神一般相談を月1回、思春期こころの相談を月1回、酒害相談を年6回実施している。平成15年度は保健師による相談1,248件、医師による相談17件。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 訪問指導	精神障害者の社会復帰支援等のため、保健師4名が訪問指導を実施している。 平成15年度は464件訪問。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 こころの健康セミナー	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 精神保健福祉の意識啓発の一環として年1回(3回コースで1回2時間)実施している。講師は医師等。 平成15年度の参加者は延べ139人。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 アルコール問題を考えるつどい	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) アルコールを飲むことによって、健康を害したり、社会や家族間の人間関係で悩んでいる本人や家族を対象に、アルコール問題について学ぶことを目的に年1回、3回コースで実施している。講師は医師・臨床心理士(講演)、酒害者・家族(体験発表)、3回目は自助グループの紹介もしている。平成15年度は、参加者延べ132人。従事者は保健師3名。(内1名嘱託)	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	精神保健福祉相談等指導事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
5 若年者に対する酒害啓発	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 毎年1回実施。 平成14年度は、高松大学の大学祭にて、アルコールパッチテスト、いき飲み防止等を行い、若年者のアルコール問題の啓発を図った。 平成15年度は、小中学校の養護教諭と保健主事を対象にアルコール関連問題の知識普及とアルコール予防教育実践への意識啓発を行い、117人参加。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
6 統合失調症家族教室・OB会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 統合失調症の患者を持つ家族(15人程度)を対象に統合失調症家族教室を年1回(4回コース)実施している。講師は精神科医師、ソーシャルワーカー、保健師等。 また、家族教室修了者を対象に、統合失調症家族教室OB会を毎月1回実施している。 従事者は保健師2名。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
7 アルコール問題を考える家族のつどい	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) アルコール問題を持っている家族を対象に、病気への理解を深め、相互に支え合い酒害者の回復を支援するため、平成14年度は試行的に8月から毎月1回開催している。 参加者は10～15人程度。従事者は保健師2名。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	精神保健福祉相談等指導事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
8 精神障害者ホームヘルパー研修会	<p>(実施機関) 高松市が実施</p> <p>(内容) 高松市社会福祉協議会等ホームヘルパー約20人を対象に、精神障害者への対応が円滑に行えるように精神障害者に関する基礎知識等の研修を3回コースで実施している。講師は精神科医師、精神科PSW、ホームヘルパー、当事者、保健師。修了者には修了証を交付している。担当は保健師3名。(内1名囑託)</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
9 家族会支援	<p>(実施機関) 高松市が実施</p> <p>(内容) 高松精神障害者家族会(むつみ会)に対して運営補助を行うとともに、同会が毎月1回開催する定例会に側面的な援助を行っている。保健師1名が担当している。</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	精神障害者社会復帰支援等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 デイケア	在宅の精神障害者(主に統合失調症)を対象に、昼間の居場所の一つとして毎週1回、話し合いや各種活動(俳句、絵画、紙粘土、おやつ作り等)を実施している。主に保健師2名(内1名嘱託)で担当している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 社会適応訓練事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 保健所が窓口となって、精神障害者に協力事業所を紹介し、希望者の面接、作業支援、月1回の事業主と本人との面接などを行い、社会復帰への支援をしている。保健師1名が担当。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 社会復帰施設等との連携	年3回開催されるネットワーク会議に参加している。毎月1回開催される精神障害者家族会むつみ会に参加するほか、必要時関係者会を開催している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 医療保護入院届等受付	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 医療保護入院届等について随時受け付けし、3週間ごとに開催される香川県精神医療審査会までに提出している。担当は保健師2名。(内1名嘱託) 平成15年度は、県に対し544件進達した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	精神障害者社会復帰支援等事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
5 病院月報受付事務	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 毎月5日付けで精神科病院月報(病床数、入院形態別患者数等)を受け付け、点検し、県へ進達している。 担当は保健師2名。(内1名嘱託)</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
6 市・町長同意関係事務	<p>(実施機関) 高松市が実施</p> <p>(内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を市長が行う際の事務。 平成15年度は6件、市長同意を行った。事務は主に保健師1名が担当している。</p>	<p>(実施機関) 庵治町が実施</p> <p>(内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を町長が行う際の事務 ここ数年該当なし</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	保健センター施設・機能	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 施設の概要	<p>名称 高松市保健センター</p> <p>所在地等 高松市桜町一丁目9番12号 (鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階建)</p> <p>開設日 平成6年7月1日</p>	<p>名称 庵治町保健福祉センター</p> <p>所在地等 庵治町978番地 (鉄筋コンクリート造 地上3階建)</p> <p>開設日 平成10年7月1日</p>
2 設置の経緯等	<p>(経緯) ・市民の保健ニーズの増大・多様化に対応し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業を総合的に行う拠点施設として整備</p> <p>(位置付け) 市町村保健センター</p>	<p>(経緯) ・町民の保健・福祉ニーズの増大・多様化に対応し、健康・福祉増進のための拠点施設として整備 保健事業を総合的に行うとともに、町民のいこいの場、心身ともにくつろげる場等として整備</p> <p>(位置付け) 市町村保健センター</p>
3 機能	<p>保健センター機能 <施設における主な実施事業> 母子健康手帳交付、乳児相談、1歳6か月児・3歳児健康診査、健康教室、健康相談、歯科保健など</p> <p>併設機能 ・夜間急病診療所</p>	<p>保健センター機能 <施設における主な実施事業> 高松市と同じ。</p> <p>併設機能 ・公衆浴場 ・健康増進機器室</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
設置の経緯等及び併設機能に差異がある。

対 応 策
庵治町保健福祉センターについては、設置の経緯等を踏まえる中で、併設機能も含め、高松市に引き継ぐものとする。 ただし、併設機能の管理運営等については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
庵治町保健福祉センターについては、高松市に引き継ぐものとする。 ただし、併設機能の管理運営等については、合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業																																																							
分類	予防接種																																																							
項目	現 高 松 市	況 庵 治 町																																																						
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合(2期)</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応 検査・BCG接種</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 各地区公民館、保健センター等で実施</p>	予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応 検査・BCG接種	個別	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合(2期)</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応 検査・BCG接種</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健福祉センターで実施</p>	予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応 検査・BCG接種	集団	無料
予防接種名	実施方法	自己負担額																																																						
三種混合	個別	無料																																																						
二種混合(2期)	個別	無料																																																						
急性灰白髄炎	集団	無料																																																						
麻しん	個別	無料																																																						
風しん	個別	無料																																																						
日本脳炎	個別	無料																																																						
インフルエンザ	個別	1,200円																																																						
ツベルクリン反応 検査・BCG接種	個別	無料																																																						
予防接種名	実施方法	自己負担額																																																						
三種混合	個別	無料																																																						
二種混合(2期)	個別	無料																																																						
急性灰白髄炎	集団	無料																																																						
麻しん	個別	無料																																																						
風しん	個別	無料																																																						
日本脳炎	個別	無料																																																						
インフルエンザ	個別	1,200円																																																						
ツベルクリン反応 検査・BCG接種	集団	無料																																																						

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
ツベルクリン反応検査・BCG接種の実施方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業																																	
分類	母子健康教育																																	
項目	高 松 市	庵 治 町																																
1 主な事業の実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マタニティ教室</td> <td>妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習</td> </tr> <tr> <td>はぐくみ学級</td> <td>乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等</td> </tr> <tr> <td>すくすく学級</td> <td>1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)</td> <td>初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)</td> <td>幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等</td> </tr> <tr> <td>育児支援事業「ひまわり」</td> <td>育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導</td> </tr> <tr> <td>親子の歯の健康教室</td> <td>幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内容	マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習	はぐくみ学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等	すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等	日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等	日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等	育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導	親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マタニティ教室</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>はぐくみ学級</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>育児交流会</td> <td>幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>子育て相談</td> <td>育児不安を抱える保護者を対象にした保健師・保母等による個別及び集団での相談指導</td> </tr> <tr> <td>親子の歯の健康教室</td> <td>幼児とその保護者を対象にしたブラッシング指導等</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内容	マタニティ教室	該当なし	はぐくみ学級	該当なし	育児交流会	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等	日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	該当なし	日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	該当なし	子育て相談	育児不安を抱える保護者を対象にした保健師・保母等による個別及び集団での相談指導	親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にしたブラッシング指導等
	事業名	内容																																
	マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習																																
	はぐくみ学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等																																
	すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等																																
	日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等																																
	日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等																																
	育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導																																
親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等																																	
事業名	内容																																	
マタニティ教室	該当なし																																	
はぐくみ学級	該当なし																																	
育児交流会	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等																																	
日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	該当なし																																	
日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	該当なし																																	
子育て相談	育児不安を抱える保護者を対象にした保健師・保母等による個別及び集団での相談指導																																	
親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にしたブラッシング指導等																																	
上記以外にも、地区公民館において「母子保健セミナー」等の母子健康教育を実施している。																																		

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業																																																																															
分類	妊婦・乳幼児健康診査																																																																															
現況	高松市																																																																															
項目	高松市	庵治町																																																																														
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>妊婦歯科健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児一般健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4か月児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3・4か月児健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>9・10か月児健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>幼児歯科健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>こども相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ことば相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター、各地区公民館等で実施 健康診査 = 医師による診察あり 相談 = 保健師等による相談 (医師診察なし)</p>	事業名	実施方法	自己負担額	妊婦健康診査	個別	無料	妊婦歯科健康診査	個別	無料	乳児一般健康診査	個別	無料	4か月児相談	集団	無料	3・4か月児健康診査	該当なし		乳児相談	集団	無料	9・10か月児健康診査	該当なし		1歳6か月児健康診査	集団	無料	3歳児健康診査	集団	無料	幼児歯科健康診査	集団	無料	こども相談	集団	無料	ことば相談	集団	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>妊婦歯科健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児一般健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4か月児相談</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3・4か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳幼児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>9・10か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>幼児歯科健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ことば相談</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健福祉センターで実施 健康診査 = 医師による診察あり 相談 = 保健師等による相談 (医師診察なし)</p>	事業名	実施方法	自己負担額	妊婦健康診査	個別	無料	妊婦歯科健康診査	該当なし		乳児一般健康診査	個別	無料	4か月児相談	該当なし		3・4か月児健康診査	集団	無料	乳幼児相談	集団	無料	9・10か月児健康診査	集団	無料	1歳6か月児健康診査	集団	無料	3歳児健康診査	集団	無料	幼児歯科健康診査	該当なし		こども相談	集団	無料	ことば相談	該当なし	
	事業名	実施方法	自己負担額																																																																													
	妊婦健康診査	個別	無料																																																																													
	妊婦歯科健康診査	個別	無料																																																																													
	乳児一般健康診査	個別	無料																																																																													
	4か月児相談	集団	無料																																																																													
	3・4か月児健康診査	該当なし																																																																														
	乳児相談	集団	無料																																																																													
	9・10か月児健康診査	該当なし																																																																														
	1歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																													
	3歳児健康診査	集団	無料																																																																													
	幼児歯科健康診査	集団	無料																																																																													
	こども相談	集団	無料																																																																													
	ことば相談	集団	無料																																																																													
事業名	実施方法	自己負担額																																																																														
妊婦健康診査	個別	無料																																																																														
妊婦歯科健康診査	該当なし																																																																															
乳児一般健康診査	個別	無料																																																																														
4か月児相談	該当なし																																																																															
3・4か月児健康診査	集団	無料																																																																														
乳幼児相談	集団	無料																																																																														
9・10か月児健康診査	集団	無料																																																																														
1歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																														
3歳児健康診査	集団	無料																																																																														
幼児歯科健康診査	該当なし																																																																															
こども相談	集団	無料																																																																														
ことば相談	該当なし																																																																															

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
・庵治町では、妊婦歯科健康診査、4か月児相談、幼児歯科健康診査、ことば相談を実施していない。 ・高松市では、3・4か月児及び9・10か月児に対して健康診査を実施していない。 ・高松市の制度に統一すると、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談については、高松市保健センターで受診することになる。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、現行のとおりとする が、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	健康教育・健康相談	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 健康まつり	<p>(目的) 「健やか高松21」事業の目的達成のため、生涯を通じた健康づくりを積極的に推進する啓発の場</p> <p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 毎年9月の第1日曜日</p> <p>(内容) 健康チェック、健康相談、歯科検診等</p>	<p>(目的) 生涯を通じた健康づくりを積極的に推進する啓発の場</p> <p>(実施場所) 保健福祉センター</p> <p>(実施時期) 毎年7月の第1日曜日</p> <p>(内容) 健康チェック、健康相談、がん検診等</p>
2 骨粗しょう症 予防教室	<p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 原則として、毎週月曜日</p> <p>(内容) 骨密度測定、健康相談を実施</p> <p>(自己負担額) なし</p>	<p>(実施場所) 保健福祉センター</p> <p>(実施時期) 年1回(不定期に実施している)</p> <p>(内容) 「骨粗しょう症検診」として実施 健康教育、健康相談を実施</p> <p>(自己負担額) なし</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・健康まつりの実施内容等に差異がある。</p> <p>・骨粗しょう症予防教室の実施内容等に差異がある。</p>

対 応 策
<p>・庵治町で実施している健康まつりについては、高松市の健康まつりに統合するものとする。</p> <p>・庵治町で実施している骨粗しょう症検診については、骨密度測定による予防事業として実施するものとする。</p>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-10 保健衛生事業																																													
分類	健康診査・がん検診																																													
項目	高松市	庵治町																																												
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター、検診車等で実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウイルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>該当なし</td></tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健福祉センター、検診車等で実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別・集団	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	集団	乳がん検診	集団	前立腺がん検診	個別	肝炎ウイルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	該当なし
	事業名	実施方法																																												
基本健康診査	個別																																													
胃がん検診	集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	集団																																													
子宮がん検診	個別・集団																																													
乳がん検診	個別																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウイルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	個別																																													
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別・集団																																													
胃がん検診	集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	集団																																													
子宮がん検診	集団																																													
乳がん検診	集団																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウイルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	該当なし																																													
2 自己負担額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査: 800円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別: 2,200円 集団: 1,000円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>視触診: 1,000円, 視触診+マンモグラフィ: 2,000円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>40~69歳: 1,200円 70歳以上: 600円</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査: 800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別: 2,200円 集団: 1,000円	乳がん検診	視触診: 1,000円, 視触診+マンモグラフィ: 2,000円	前立腺がん検診	40~69歳: 1,200円 70歳以上: 600円	肝炎ウイルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>500円</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>800円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査: 400円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>集団: 600円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>視触診+エコー検査: 300円 マンモグラフィ: 1,000円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>40~69歳: 1,200円 70歳以上: 600円</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>該当なし</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	500円	胃がん検診	800円	肺がん検診	喀痰検査: 400円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	集団: 600円	乳がん検診	視触診+エコー検査: 300円 マンモグラフィ: 1,000円	前立腺がん検診	40~69歳: 1,200円 70歳以上: 600円	肝炎ウイルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	該当なし
	事業名	自己負担額																																												
基本健康診査	無料																																													
胃がん検診	1,300円																																													
肺がん検診	喀痰検査: 800円																																													
大腸がん検診	500円																																													
子宮がん検診	個別: 2,200円 集団: 1,000円																																													
乳がん検診	視触診: 1,000円, 視触診+マンモグラフィ: 2,000円																																													
前立腺がん検診	40~69歳: 1,200円 70歳以上: 600円																																													
肝炎ウイルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	無料																																													
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	500円																																													
胃がん検診	800円																																													
肺がん検診	喀痰検査: 400円																																													
大腸がん検診	500円																																													
子宮がん検診	集団: 600円																																													
乳がん検診	視触診+エコー検査: 300円 マンモグラフィ: 1,000円																																													
前立腺がん検診	40~69歳: 1,200円 70歳以上: 600円																																													
肝炎ウイルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	該当なし																																													

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
<p>・実施方法、自己負担額に差異がある。 ・庵治町では、成人歯科健診を実施していない。</p>

対応策
<p>高松市の制度に統一する。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業	
分類	健康診査・がん検診	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
3 自己負担免除者	胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 前立腺がん検診： 生活保護世帯、市民税非課税世帯	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業																																	
分類	地域保健組織																																	
項目	現況																																	
	高松市	庵治町																																
1 地域保健組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>組織数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区保健委員会</td> <td>35組織</td> </tr> <tr> <td>保健委員会連絡協議会</td> <td>35地区の保健委員会の会長で組織</td> </tr> <tr> <td>地区献血推進協議会</td> <td>35組織</td> </tr> <tr> <td>献血推進協議会連合会</td> <td>35地区の地区献血推進協議会の会長で組織</td> </tr> <tr> <td>食生活改善推進協議会</td> <td>会員140人</td> </tr> <tr> <td>愛育会</td> <td>一部の地域で自主グループとして活動している。</td> </tr> <tr> <td>保健推進員協議会</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	組織数等	地区保健委員会	35組織	保健委員会連絡協議会	35地区の保健委員会の会長で組織	地区献血推進協議会	35組織	献血推進協議会連合会	35地区の地区献血推進協議会の会長で組織	食生活改善推進協議会	会員140人	愛育会	一部の地域で自主グループとして活動している。	保健推進員協議会	該当なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>組織数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区保健委員会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>保健委員会連絡協議会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>地区献血推進協議会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>献血推進協議会連合会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>食生活改善推進協議会</td> <td>会員119人</td> </tr> <tr> <td>愛育会</td> <td>会員30人</td> </tr> <tr> <td>保健推進員協議会</td> <td>1~2自治会に1名で18名</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	組織数等	地区保健委員会	該当なし	保健委員会連絡協議会	該当なし	地区献血推進協議会	該当なし	献血推進協議会連合会	該当なし	食生活改善推進協議会	会員119人	愛育会	会員30人	保健推進員協議会	1~2自治会に1名で18名
組織名	組織数等																																	
地区保健委員会	35組織																																	
保健委員会連絡協議会	35地区の保健委員会の会長で組織																																	
地区献血推進協議会	35組織																																	
献血推進協議会連合会	35地区の地区献血推進協議会の会長で組織																																	
食生活改善推進協議会	会員140人																																	
愛育会	一部の地域で自主グループとして活動している。																																	
保健推進員協議会	該当なし																																	
組織名	組織数等																																	
地区保健委員会	該当なし																																	
保健委員会連絡協議会	該当なし																																	
地区献血推進協議会	該当なし																																	
献血推進協議会連合会	該当なし																																	
食生活改善推進協議会	会員119人																																	
愛育会	会員30人																																	
保健推進員協議会	1~2自治会に1名で18名																																	

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
<p>・庵治町には、地区保健委員会及び地区献血推進協議会がない。</p> <p>・高松市には愛育会、保健推進員協議会がない。</p>

対応策
<p>・高松市の制度に統一する。</p> <p>・庵治町地域において地区保健委員会及び地区献血推進協議会の組織化を促すものとする。</p> <p>・庵治町の食生活改善推進協議会については、高松市の食生活改善推進協議会への統合を促すものとする。</p> <p>・庵治町愛育会については、自主グループとして取り扱うものとする。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	初期救急医療			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 夜間急病診療	<p>(内容) 夜間における内科・小児科の急病患者的初期医療を年中無休で実施</p> <p>(診療科目) 内科、小児科</p> <p>(診療日・診療時間) 毎日 午後7時30分～午後11時30分</p> <p>(場所) 高松市夜間急病診療所(保健センター1階)</p>	該当なし。		
2 休日歯科診療補助事業	<p>(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う日曜、祝日等の歯科診療事業</p> <p>(診療日・診療時間) 日曜・祝日・年末年始 午前9時～午後4時</p> <p>(場所) 高松市歯科救急医療センター(高松市福岡町)</p>	該当なし。		
3 夜間救急歯科診療補助事業	<p>(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う平日夜間の救急歯科診療事業</p> <p>(診療日・診療時間) 月曜日～土曜日(祝日は除く) 午後7時30分～午後9時30分</p> <p>(場所) 高松市歯科救急医療センター(高松市福岡町)</p>	該当なし。		調 整 案
				高松市の制度を適用する。

「商工・観光関係事業について」に関する資料

中小企業指導団体等育成について	73
中小企業勤労者福祉制度について	74~76
企業誘致推進について	77
中小企業等融資制度について	78~79
計量検査事業について	80
勤労者住宅融資資金貸付制度について	81
高松テルサ運営事業について	82
観光振興計画について	83
観光イベント振興事業について	84~85
観光協会等の育成について	86
観光施設運営等事業について	87~88
国立公園清掃活動事業について	89
競輪運営事業について	90

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	中小企業指導団体等育成	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 中小企業指導団体補助	<p>中小企業振興条例第6条の指定による7団体に同施行規則第4条により算定し、予算の範囲内で助成を行なっている。</p> <p>高松商工会議所 高松市山田商工会 香川県中小企業団体中央会 高松市商店連盟 高松市漆器工業協同組合 高松たばこ販売協同組合 独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報センター</p>	<p>団体に対する補助金等の適正化に関する規則により予算の範囲内で助成を行なっている。</p> <p>庵治町商工会 15年度補助金 400万円 所在地 庵治町704 - 8 会員数 224人 職員数 4人</p> <p>協同組合庵治石振興会(特定中小企業集積活性化対象事業 = 特産品団体としては県漆器工業協同組合と同様) 615万円(うち、ストーンフェア関係事業については隔年で400万円補助)</p>
2 香川県中小小売商団体連合会補助	香川県中小小売商団体連合会の中小小売業者に対する振興業務に助成する。	該当なし。
3 高松生鮮三品連絡協議会共同事業補助	高松食肉事業、高松青果商業、高松鮮魚で構成する高松生鮮三品連絡協議会が開催する高松生鮮三品まつりに対して消費拡大と業界の振興のため助成する。	該当なし。
4 香川県生活衛生協会事業補助	香川県生活衛生協会に対して、生活衛生業者の知識向上、経営基盤の確立、労働力の確保等事業のため助成する。	該当なし。
5 高松職業安定協会補助	労働力確保対策や雇用促進事業を行っている高松職業安定協会に補助金を交付している。	該当なし。
6 審議会	(名称) 高松市中小企業振興審議会 (委員構成) 学識経験者から10人以内	(名称) 庵治町商工業振興審議会 (委員構成) 町議会議員(2人)、商工会役員(2人)、学識経験者(2人)

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・中小企業指導団体への補助内容等が異なる。</p> <p>・審議会に差異がある。</p>

対 応 策
<p>・商工会については、速やかな統合を促す。</p> <p>・庵治町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、適切な検討を行うものとする。</p> <p>・協同組合庵治石振興会の事業補助については、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>・庵治町商工業振興審議会については、高松市中小企業振興審議会に統合するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとし、協同組合庵治石振興会の事業補助については現行のとおり実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業																
分 類	中小企業勤労者福祉制度																			
	現 況																			
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題																	
1 目的	高松市中小企業勤労者福祉共済条例に基づき実施している。市内の中小企業の事業主と従業員が共同し、市が協力して個々の企業では実施が困難な福利厚生事業を行い、中小企業で働く従業員の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与する。	該当なし。																		
2 加入対象	常時雇用する従業員の数が300人以下の中小企業で、市内に主たる事業所を有する事業主																			
3 制度の仕組み	事業主がすべての従業員を被共済者として加入し、その者を対象に市が給付・貸付・福利の3事業を実施している。																			
4 加入負担金	(入会金) 無料 (掛金) 従業員1人につき 500円/月 (ただし、事業主が2分の1を負担する。)																			
5 加入状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>事業所(箇所)</th> <th>従業員数(数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 業</td> <td style="text-align: center;">125</td> <td style="text-align: center;">1,148</td> </tr> <tr> <td>卸 小 売 業</td> <td style="text-align: center;">210</td> <td style="text-align: center;">1,869</td> </tr> <tr> <td>運輸通信業</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">279</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td style="text-align: center;">266</td> <td style="text-align: center;">2,921</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">803</td> <td style="text-align: center;">7,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年7月1日 現在)</p>	業種			事業所(箇所)	従業員数(数)	製 造 業	125	1,148	卸 小 売 業	210	1,869	運輸通信業	17	279	サービス業	266	2,921	計	803
業種	事業所(箇所)	従業員数(数)																		
製 造 業	125	1,148																		
卸 小 売 業	210	1,869																		
運輸通信業	17	279																		
サービス業	266	2,921																		
計	803	7,763																		
			対 応 策																	
			調 整 案																	
			高松市の制度を適用する。																	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業																																																			
分類	中小企業勤労者福祉制度																																																			
現 況																																																				
項 目	高 松 市	庵 治 町																																																		
6 給付事業	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結婚祝金</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>出産祝金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>小中学校入学祝金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>死亡弔慰金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被共済者</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>1親等の血族の者</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>傷病見舞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務上欠勤30日以上</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>業務上欠勤90日以上</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>業務外欠勤30日以上</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>災害見舞金</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永年勤続慰労金</td> <td>被共済者期間5年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被共済者期間10年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被共済者期間20年</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>勤労青少年奨学金</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>技能修得奨学金</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">退職せん別金</td> <td>被共済者期間3年以上5年未満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>10年以上15年未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>15年以上20年未満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>20年以上25年未満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>25年以上</td> <td>120,000</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	給付金額	結婚祝金	20,000	出産祝金	10,000	小中学校入学祝金	10,000	死亡弔慰金		被共済者	100,000	配偶者	20,000	1親等の血族の者	10,000	傷病見舞金		業務上欠勤30日以上	20,000	業務上欠勤90日以上	50,000	業務外欠勤30日以上	10,000	災害見舞金	100,000	永年勤続慰労金	被共済者期間5年	10,000	被共済者期間10年	10,000	被共済者期間20年	20,000	勤労青少年奨学金	15,000	技能修得奨学金	5,000	退職せん別金	被共済者期間3年以上5年未満	5,000	5年以上10年未満	10,000	10年以上15年未満	30,000	15年以上20年未満	50,000	20年以上25年未満	100,000	25年以上	120,000
種 類	給付金額																																																			
結婚祝金	20,000																																																			
出産祝金	10,000																																																			
小中学校入学祝金	10,000																																																			
死亡弔慰金																																																				
被共済者	100,000																																																			
配偶者	20,000																																																			
1親等の血族の者	10,000																																																			
傷病見舞金																																																				
業務上欠勤30日以上	20,000																																																			
業務上欠勤90日以上	50,000																																																			
業務外欠勤30日以上	10,000																																																			
災害見舞金	100,000																																																			
永年勤続慰労金	被共済者期間5年	10,000																																																		
	被共済者期間10年	10,000																																																		
	被共済者期間20年	20,000																																																		
勤労青少年奨学金	15,000																																																			
技能修得奨学金	5,000																																																			
退職せん別金	被共済者期間3年以上5年未満	5,000																																																		
	5年以上10年未満	10,000																																																		
	10年以上15年未満	30,000																																																		
	15年以上20年未満	50,000																																																		
	20年以上25年未満	100,000																																																		
25年以上	120,000																																																			

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業																
分類	中小企業勤労者福祉制度																
現 況																	
項目	高 松 市	庵 治 町															
7 貸付事業	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>普通貸付</td> <td>特別貸付</td> </tr> <tr> <td>資金用途</td> <td>生活資金</td> <td>住宅資金</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円</td> <td>勤続5年以上: 600万円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>3.6%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>60か月以内</td> <td>240か月以内</td> </tr> </table>	名称	普通貸付	特別貸付	資金用途	生活資金	住宅資金	限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上: 600万円	利率	3.6%	3.0%	償還期間	60か月以内	240か月以内	
名称	普通貸付	特別貸付															
資金用途	生活資金	住宅資金															
限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上: 600万円															
利率	3.6%	3.0%															
償還期間	60か月以内	240か月以内															
8 福利事業	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>事業内容</td> </tr> <tr> <td>旅行事業</td> <td>日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)</td> </tr> <tr> <td>文化教養事業</td> <td>ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レジャー事業</td> <td>ヨガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等</td> </tr> <tr> <td>各種割引・助成制度</td> <td>プール、テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、県民 ホール公演、塩江温泉入湯所、 映画館、人間ドック受診、 旅行者ハック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ用具等貸出事業</td> <td>ソフトボール用具、キャンプ用具</td> </tr> </table>	事業名	事業内容	旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)	文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等	スポーツ・レジャー事業	ヨガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等	各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、県民 ホール公演、塩江温泉入湯所、 映画館、人間ドック受診、 旅行者ハック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等	スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具				
事業名	事業内容																
旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)																
文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等																
スポーツ・レジャー事業	ヨガ教室、ハワイアンダンス 教室、ボウリング大会、スキー 教室等																
各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、 オレンジパーク、スケート場、県民 ホール公演、塩江温泉入湯所、 映画館、人間ドック受診、 旅行者ハック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等																
スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具																

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	企業誘致推進	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 条例名	高松市先端技術工場等立地促進条例	該当なし。
2 目的	先端技術工場、高度情報処理事業所及び試験研究施設の立地を促進し、産業の高度化及び活性化ならびに雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。	
3 対象業種 (助成企業の指定)	環境保全について適切な措置が講ぜられ、市民生活の安定向上に寄与すると認められる先端技術工場、高度情報処理事業所、試験研究施設を設置・増設する企業であること。	
4 交付条件	条例で定める 1 延べ面積 2 投下固定資産額 3 常用雇用者 の条件を満たすものであること。	
5 奨励内容	1 先端技術工場 = 1工場につき1億円 2 高度情報処理事業所 = 1事業所当たり5,000万円 3 試験研究施設 = 1施設当たり5,000万円 を限度額として補助を行う。	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	中小企業等融資制度	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 審査委員会	該当なし。	(名称) 庵治町中小企業小口融資審査委員会 (目的) 融資上必要な事項を調査し、その可否を審査する。 (委員構成) 商工会代表 2名以内 指定金融機関代表 1名 議会代表 1名
2 中小企業融資	中小企業融資規程に基づき事業資金を融資し、育成振興を目的とする。 【小口資金】 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 700万円以内 【特別小口資金】 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内 【開業資金】 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内	庵治町中小企業小口融資条例及び中小企業小口融資審査委員会規程等に基づき、中小企業者への融資の円滑を図り、事業資金の供給を目的として行う。県協調融資で、保証協会に500万円を預託している。 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 500万円以内 ただし、運転資金については、300万円以内
3 中小企業公害防止施設整備資金融資	中小企業公害防止施設整備資金融資規程に基づき資金融資をする。 (資金用途) 1.公害防止施設の設置または改善資金 2.移転資金(用地費は除く) (融資金額) 1,000万円以内	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市では、審査委員会がない。 ・中小企業融資の内容に差異がある。 ・庵治町では、中小企業公害防止施設整備資金融資、同和対策小規模企業融資及び中小企業団体等融資を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	中小企業等融資制度	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 同和対策小規模企業融資	<p>同和対策小規模企業融資規程に基づき事業資金等を融資し、育成振興を目的とする。</p> <p>(資金使途) 運転資金・設備資金 (資金使途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 運転資金 400万円以内 設備資金 450万円以内 設備近代化資金 700万円以内 開業資金 350万円以内</p>	該当なし。
5 中小企業団体等融資	<p>中小企業団体等融資対策資金制度要綱に基づき事業協同組合に対し、資金融資し、育成振興を目的とする。</p> <p>(資金使途) 運転資金 (融資金額) 500万円以内</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	計量検査事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 特定計量器定期検査事業	<p>1 検査時期 一般のはかり等は偶数年度の10～11月に西地区、奇数年度の10～11月に東地区で実施。1t超の大型はかりは、全市域、偶数年度7月に実施。</p> <p>2 検査件数等 西地区 538件 1,757台 東地区 445件 1,598台 大型はかり 6件 18台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場 地区公民館(駐車場を確保できない一部市街地では小学校・公園を使用)</p>	<p>(参考)</p> <p>1 検査時期 一般のはかり等は2年に1回4月に実施。大型はかりは、検定所が立入で実施。</p> <p>2 検査件数等 一般はかり等 35件 111台 大型はかり 3件 3台 (H16年度実績)</p> <p>3 検査会場 役場・大島青松園</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に差異がある。 ・合併した場合、庵治町における検査会場を検討する必要がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・庵治町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	勤労者住宅融資資金貸付制度	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 住宅資金融資	<p>(目的) 勤労者が高松市内に自らの居住するための住宅を新築、増改築または住宅を購入した際に、利子資金の還付を行う。 (融資限度額) 600万円 (還付額) 融資額の0.1%、最高6,000円を1回還付</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	高松テルサ運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 施設概要	<p>(名称) 高松テルサ(勤労者等に対して文化、教養、研修、スポーツ等の場を提供し、もってその福祉の増進に寄与する。) 開館日 平成5年8月1日</p> <p>(所在地) 高松市屋島西町字新浜2366番地1</p> <p>(建物構造) 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建</p> <p>(敷地面積) 11,467.86㎡ (建築面積) 4,170.02㎡ (延床面積) 10,993.83㎡</p> <p>テルサ=「都市」の「勤労者」のための「リラックス」と「リフレッシュ」を目的とした「出会いの広がる」「アメニティ」の意味</p> <p>(施設内用) ・ホール(固定席506席・車いす席5) ・会議室(6)、文化教養室(4)、研修・視聴覚室(4) ・トレーニング・エクササイズ室(2) ・展示ホール ・宿泊室(洋室=シングル11室、ツイン8室) (和室=4室)</p> <p>(駐車場) ・鉄骨造り2階建て(2層3段自走式) ・230台収容</p> <p>(管理運営) ・財団法人高松勤労者総合福祉振興協会へ委託</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	観光振興計画	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	21世紀における本市のあるべき姿を展望し、観光振興施策の方向を明らかにする。	該当なし。
2 策定年度	平成10年11月	
3 計画期間	平成10年度 ~ 平成22年度	
4 内容	策定の趣旨 我が国の観光を取り巻く現状 観光の現状と課題 観光振興計画 計画推進の在り方	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、観光振興計画を策定していない。

対 応 策
観光振興計画については、合併後速やかに、庵治町地域を含めた計画に見直すものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	観光イベント振興事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 事業の内容	<p>【さぬき高松まつり】 (内容) 市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松まつり振興会 (開催時期) 8月12日～14日</p> <p>【高松秋のまつり大名行列】 (内容) 高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松秋のまつり大名行列推進委員会 (開催時期) 10月の第3土、日曜日</p> <p>【高松冬のまつり】 (内容) クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行い、中央公園では、ステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松冬のまつり実行委員会 (開催時期) 12月下旬</p>	<p>【ふれあい祭り庵治】 (内容) 皇子神社の夏祭りに合わせて、庵治漁港周辺でイベントを開催しており、ふれあい祭り庵治実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) ふれあい祭り庵治実行委員会 (開催時期) 旧暦の6月14、15日に近い金、土曜日 (補助金額) 9,000,000円</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
開催事業及び実施主体に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 庵治町が実施している観光イベントの補助については、合併後も継続して行うものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業の内容 (つづき)	【桃太郎まつり】 (内容) 鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 鬼無観光協会 (開催時期) 3月下旬の日曜日			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	観光協会等の育成	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 観光協会等	(財)高松観光コンベンション・ビューロー (事業内容) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援 観光客等の誘致及び受け入れ 観光及びコンベンションの広報及び宣伝 観光及びコンベンションの調査及び企画 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供 (補助金額) 92,735,237円	該当なし。
2 地区観光協会等	各地区の観光協会の年間事業に対して、補助金を支出している。 (補助金の支出先) 鬼ヶ島観光協会 香西観光協会 屋島山上観光協会 網敷観光協会 弦打観光協会 鬼無観光協会 仏生山観光協会 男木島観光協会 三谷観光協会 山田地区観光協会 (補助金額) 各地区観光協会への運営事務補助として、年180,000円を支出。ただし、屋島山上観光協会へは、年775,000円を支出。	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	観光施設運営等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 観光案内所	<p>(概要) JR高松駅前のインフォメーションプラザにおいて、観光案内及び宿泊案内を行っている。</p> <p>(所在地) 高松市浜ノ町1番16号</p> <p>(運営形態) 委託</p> <p>(委託先) 〔観光案内〕 (財)高松観光コンベンション・ビューロー</p> <p>(委託料) 3,118,026円</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市には、オートキャンプ場、海水浴場 付帯施設がない。

対 応 策
庵治町の観光施設等については、高松 市に引き継ぐものとし、施設の運営形態等 については、合併時まで調整を行うものと する。

調 整 案
庵治町の観光施設等については、高松 市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	観光施設運営等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
2 オートキャンプ場	該当なし。	<p>(名称) 庵治町太鼓の鼻オートキャンプ場</p> <p>(所在地) 庵治町字鞍谷</p> <p>(施設概要) ・管理棟兼サニタリー棟 ・バンガロー 2種計5棟 ・炊事棟 2棟 ・キャンプサイト 10区画 ・トイレ棟 ・一般駐車場</p> <p>(入場料金) 〔大人〕300円〔小・中学生〕200円</p> <p>(施設利用料金) 〔オートキャンプサイト〕 1泊2日 1台 3,000円 デイキャンプ 1台 2,000円 〔バンガロー〕 1泊2日 1棟 6,000円 デイ使用 1棟 4,000円</p> <p>(駐車場利用料金) 1台1回 500円</p> <p>(運営形態) 直営:管理棟等 委託:一般駐車場(7月1日～8月31日)</p> <p>(委託料) 300,000円</p>
3 海水浴場 附帯施設	該当なし。	<p>(概要) 夏季の期間中(7月1日～8月31日)、町内3箇所の海水浴場(笹尾、篠尾、高尻)に、仮設トイレを設置している。</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-12 商工・観光関係事業	
分類	国立公園清掃活動事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 国立公園清掃活動事業負担金	<p>(概要) 国立公園整備と観光振興上有益であるため、国立公園清掃活動事業負担金を社団法人香川県観光協会に支出している。</p> <p>(負担金支出先) 社団法人香川県観光協会</p> <p>(負担金額) 500,000円</p>	該当なし。
2 国立公園屋島山上地区清掃事業負担金	<p>(概要) 国立公園整備と観光振興上有益であるため、財団法人自然公園財団、地元(屋島山上観光協会)、高松市が総事業費の1/3ずつ負担して、屋島山上観光協会に支出している。</p> <p>(負担金支出先) 屋島山上観光協会</p> <p>(負担金額) 500,000円</p>	該当なし。
3 国立公園清掃活動事業(御殿山園地)	該当なし。	<p>(概要) 香川県からの委託により、年2回、御殿山園地の維持管理のため、除草及び清掃業務を実施している。</p> <p>(委託料) 420,662円</p> <p>(運営形態) 庵治町歩こう会へ委託</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施事業及び実施主体に差異がある。

対 応 策
香川県からの国立公園清掃活動事業(御殿山園地)の受託については、高松市に引き継ぐ。

調 整 案
香川県からの国立公園清掃活動事業(御殿山園地)の受託については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 商工・観光関係事業	
分類	競輪運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 施設概要	(名称) 高松競輪場 (敷地面積) 86,342.31㎡ (競走路) 1周 400m (収容人員) 14,226人 ・中央スタンド1階 3,003人 ・中央スタンド2階 918人 ・西スタンド 8,175人 ・北スタンド 2,130人 (投票及び払戻関係) 投票所数 7か所(窓数 159).....最大 払戻所数 6か所(窓数 27).....最大	該当なし。
2 開催日数	15年度実績 246日 (内訳) 本場開催日数 70日 場外開催日数 ・観音寺競輪 70日 ・その他の競輪 106日	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「交通関係事業について」に関する資料

交通安全運動について	92
交通安全活動について	93
交通安全資材の配布について	94
市・町民交通傷害保障について	95
放置車両等対策について	96~97
チャイルドシート助成について	98
生活バス路線維持について	99

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 交通関係事業	
分類	交通安全運動	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・春の交通安全運動 4月 ・秋の交通安全運動 9月 ・年末、年始の交通安全運動 12月～1月 ・高齢者の交通安全日 毎月5日 ・自転車の交通安全日 毎月8日 ・市民の交通安全日 毎月20日 ・交通安全対策会議 2回/年 ・交通安全都市推進協議会 6回/年 ・交通安全母の会連絡協議会 16回/年 ・各種交通安全会議 25回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・春の交通安全運動 4月 ・秋の交通安全運動 9月 ・年末、年始の交通安全運動 12月～1月 ・高齢者の交通安全日 毎月5日 ・自転車の交通安全日 毎月8日 ・県民の交通安全日 毎月20日 ・交通安全対策会議 該当なし。 ・庵治町交通安全対策協議会 該当なし。 ・交通安全母の会 11回/年 ・各種交通安全会議 該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
活動内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 交通関係事業	
分類	交通安全活動	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 交通安全指導者研修会	・交通安全母の会指導者研修会 ・保育所、幼稚園、小学校交通安全担当者研修会 ・老人クラブ指導者研修会 ・PTA指導者研修会 ・校区(地区)交通安全母の会研修会 ・高齢者交通指導員研修会	該当なし。
2 交通安全教室の開催	・保育所 2回/年(年間延べ100回) ・幼稚園 2回/年(年間延べ88回) ・小・中学校 1回または2回/年(年間延べ66回) ・高齢者 延べ15回/年 ・母親教室 延べ8回/年 ・地域、団体 延べ18回/年	・保育所 該当なし。 ・幼稚園 2回/年 ・小・中学校 3回/年 ・高齢者 延べ3回/年 ・母親教室 延べ2回/年 ・地域、団体 延べ2回/年
3 街頭交通指導の実施主体等	交通安全協力会・PTA・子ども会育成協議連絡会等が実施している。	年2回商工会・農協・漁協・婦人会・PTAが実施している。小学校・中学校・幼稚園の登校時に交通指導員が実施している。
4 マナーアップモデル地区事業	(指定) 毎年度3地区を指定 (目的) 全市民の模範となる交通安全活動を実践することにより、交通マナーの向上を図るとともに市民福祉の増進と交通安全都市の実現を図る。	該当なし。
5 交通指導員の活動	(活動内容等) 4名の交通指導員により、保育所等での交通安全教室(年間約300回開催)に出向き、指導を行うほか、交通安全行事等を通じ、交通安全に係る指導・教育・啓発活動を推進している。	(活動内容等) 3名の交通指導員により、児童生徒の登校時に街頭指導を行っている。交通安全教室に出向き指導を行うほか、啓発事業や町事業の際の街頭指導を行っている。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・庵治町では交通安全指導者研修会を実施していない。</p> <p>・交通安全教室の開催回数等に差異がある。</p> <p>・街頭交通指導の実施主体等に差異がある。</p> <p>・庵治町では、マナーアップモデル地区事業を実施していない。</p> <p>・交通指導員の活動内容等に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、街頭交通指導の実施方法等については、庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないように合併時までに調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、街頭交通指導の実施方法等については、庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないように合併時までに調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 交通関係事業	
分類	交通安全資材の配布	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 保育所・幼稚園・学校関係資材	<p>目的 新入学児童に対して交通事故にあわないように交通安全用品を贈呈する。</p> <p>配布物 (保育所・幼稚園) 鈴付リボン、交通安全絵本、紙芝居 (小学校) 鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いワッペン、黄色いハンカチ、交通安全絵本 (中学生) 該当なし。</p>	<p>目的 高松市と同じ。</p> <p>配布物 (保育所・幼稚園) 鈴付リボン、こじかクラブワッペン (小学校) 鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いハンカチ (中学生) 該当なし。</p>
2 街頭補導用資材	<p>(目的) 児童の登校の安全確保</p> <p>(配布物) 指導旗、帽子、腕章</p> <p>(対象者等) 街頭補導員</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(配布物) 指導旗、帽子、腕章</p> <p>(対象者等) 商工会・農協・漁協・婦人会・PTAのボランティア</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>保育所・幼稚園・学校関係資材の配布物等に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 交通関係事業																																					
分類	市・町民交通傷害保障																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	庵 治 町																																				
1 名称	高松市市民交通傷害保険	庵治町交通傷害保険																																				
2 加入者の資格	市内に住所を有する者(外国人登録者を含む)	町内に住所を有する者(外国人登録者を含む)																																				
3 保険期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで (中途加入は加入の翌日から)	毎年11月1日から翌年10月31日まで (中途加入は加入受付時)																																				
4 保険料	年間1人1口 720円(2口まで加入可)	年間1人2口 1,200円																																				
5 保険請求期間	交通事故発生日から2年以内	高松市と同じ。																																				
6 保険金	<p>死亡・後遺障害の場合 100万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>治療期間6ヶ月以上</td><td>120,000</td></tr> <tr><td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td><td>90,000</td></tr> <tr><td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td><td>70,000</td></tr> <tr><td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>治療期間1日以上1週間未満</td><td>5,000</td></tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	120,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000	治療期間1日以上1週間未満	5,000	<p>死亡・後遺障害の場合 200万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>治療期間6ヶ月以上</td><td>240,000</td></tr> <tr><td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td><td>180,000</td></tr> <tr><td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td><td>140,000</td></tr> <tr><td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>治療期間1日以上1週間未満</td><td>10,000</td></tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	240,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000	治療期間1日以上1週間未満	10,000
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	120,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	5,000																																					
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	240,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	10,000																																					

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
保険期間等に差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における保険期間については、合併時までに調整するものとする。 なお、庵治町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市がその事務を引き継ぐ。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 交通関係事業	
分類	放置車両等対策	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 放置自動車対策	<p>(内容) 放置自動車の発生を防止するとともに適正な処理を行う。 (対象車両) 125ccを超える車両(2輪車を含む) (対象区域) 道路、公園、公営住宅、その他国又は公共団体が設置・管理する場所</p>	該当なし。
2 放置自転車対策	<p>(内容) 公共の場所から放置自転車を排除し、歩行者等の通行の安全と円滑を確保し、良好な都市環境を保持する。 (放置禁止区域) JR四国高松駅地区、中央通り、美術館通り、琴電瓦町駅地区、サンポート高松地区 (放置整理区域) JR四国栗林駅地区、琴電瓦町駅地区、琴電栗林公園駅地区 (整理及び撤去) ・放置禁止区域、整理区域及び自転車等駐車場内の放置自転車等の整理を行うため、定期的に警告札等の貼り付けを行い、一定期間・期間経過後撤去作業を実施。その他区域についても、通報等により、随時撤去作業を実施している。 ・撤去した自転車等は、保管所に60日間保管し、その間所有者等の調査を行い、返還通知を行う。 ・返還時には、移送保管料として、自転車1,500円、原動機付自転車2,500円の徴収を行う。</p>	該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 交通関係事業																											
分類	放置車両等対策																											
現 況																												
項 目	高 松 市	庵 治 町																										
3 放置自転車 保管後の再 利用	レンタサイクルシステム (レンタサイクルポート設置場所) 瓦町地下レンタサイクルポートほか4か所 (配置台数) 740台 (料金) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>学生等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定期利用</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一時利用</td> <td>24時間以内</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> <tr> <td>24時間超</td> <td colspan="2">24時間までごとに100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>放置自転車の一般販売 放置自転車のうち引き取り手がなく再利用が可能な自転車を、自転車商組合が設立した高松市自転車リサイクル推進協会へ売却し、同推進協会に加盟している29の自転車店が点検・整備を行い各店舗で一般販売を行っている。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>販売台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>347台</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>670台</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>636台</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	学生等	定期利用	1か月	2,000円	1,800円	3か月	5,500円	5,000円	一時利用	24時間以内	100円		24時間超	24時間までごとに100円		年度	販売台数	13	347台	14	670台	15	636台	該当なし。	
区分	一般	学生等																										
定期利用	1か月	2,000円	1,800円																									
	3か月	5,500円	5,000円																									
一時利用	24時間以内	100円																										
	24時間超	24時間までごとに100円																										
年度	販売台数																											
13	347台																											
14	670台																											
15	636台																											

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 交通関係事業	
分類	チャイルドシート助成	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	該当なし。	チャイルドシートの着用を推進し、自動車乗車の子どもの安全と交通事故の軽減を図る。
2 対象		庵治町内在住の6歳未満の乳幼児の保護者
3 支給数		乳幼児の人数に応じて1人につき1回限り。
4 支給額		1乳幼児につき5,000円以内助成する。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、チャイルドシート助成を実施していない。

対 応 策
庵治町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
庵治町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 交通関係事業																																										
分類	生活バス路線維持																																										
項目	現 況																																										
	高 松 市	庵 治 町																																									
1 内容	減便や廃止になっている路線バスに対し、市民の足の維持・確保のため、12の路線に対して補助している。	該当なし。																																									
2 対象路線	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">運行系統</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民病院 ループバス</td> <td>新北町</td> <td>市民病院</td> </tr> <tr> <td>ショッピングレイ ホー循環バス</td> <td>高松駅</td> <td>高松駅</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽(宮脇)</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽(県体)</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>御厩</td> <td>県立体育館前</td> <td>県立総合プール</td> </tr> <tr> <td>川島</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>川島(レインボー)</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>川島(サンメッセ)</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>西植田(サンメッセ)</td> <td>高松駅</td> <td>西植田</td> </tr> <tr> <td>浦生</td> <td>高松駅</td> <td>浦生</td> </tr> <tr> <td>引田線(引田)</td> <td>高松駅</td> <td>引田</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	運行系統		起 点	終 点	市民病院 ループバス	新北町	市民病院	ショッピングレイ ホー循環バス	高松駅	高松駅	弓弦羽	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(県体)	高松駅	弓弦羽	御厩	県立体育館前	県立総合プール	川島	高松駅	川島車庫前	川島(レインボー)	高松駅	川島車庫前	川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前	西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田	浦生	高松駅	浦生	引田線(引田)	高松駅	引田	
路線名	運行系統																																										
	起 点	終 点																																									
市民病院 ループバス	新北町	市民病院																																									
ショッピングレイ ホー循環バス	高松駅	高松駅																																									
弓弦羽	高松駅	弓弦羽																																									
弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽																																									
弓弦羽(県体)	高松駅	弓弦羽																																									
御厩	県立体育館前	県立総合プール																																									
川島	高松駅	川島車庫前																																									
川島(レインボー)	高松駅	川島車庫前																																									
川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前																																									
西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田																																									
浦生	高松駅	浦生																																									
引田線(引田)	高松駅	引田																																									

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「上水道事業について」に関する資料

経営形態・会計制度等について	101
水道料金について	102
給水装置新設等負担金について	103
手数料について	104~105
浄水施設の維持管理について	106
受付・収納について	107
漏水対策について	108
水質検査について	109
参考資料	110~113

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 上水道事業	
分類	経営形態、会計制度等	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 経営形態	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道事業 ・地方公営企業法適用事業 	高松市と同じ。
2 会計制度	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計(複式簿記) 	高松市と同じ。
3 事業認可	<ul style="list-style-type: none"> ・「水道施設整備事業」 ・平成15年7月 事業認可 ・内容 給水区域 高松市内(一部を除く)、三木町、 国分寺町の一部 給水人口 333,200人 給水量 154,100m³(計画1日最大) 水源の種別等 表流水、伏流水、貯留水、 浄水受水 ・目標年次 平成29年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次拡張事業 ・昭和57年5月 事業認可 ・内容 給水区域 庵治町(一部を除く) 給水人口 8,400人 給水量 3,400m³(計画1日最大) 水源の種別等 浄水受水(県営水道用水) ・平成17年度 変更認可予定

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業認可が異なっている。

対 応 策
事業認可については、庵治町の事業を含めた事業認可とするため、高松市の事業認可の見直しを行う。

調 整 案
庵治町の上水道事業は、高松市の上水道事業に統合する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 上水道事業																																																						
分類	水道料金																																																						
現 況																																																							
項目	高 松 市		庵 治 町																																																				
1 料金体系 料金の比較 表 = 参考資料 参照	次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。ただし、1円未満は切り捨てる。		次の(1)の合計額または(2)の額に100分の105を乗じて得た額。ただし、10円未満は切り捨てる。																																																				
	(1)基本料金(1か月につき)		(1)基本料金・超過料金(1か月につき)																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>7,600円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>34,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>62,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>160,000円</td></tr> </tbody> </table>		メータ口径	金 額	13mm	1,000円	20mm	2,000円	25mm	3,000円	40mm	7,600円	50mm	16,000円	75mm	34,000円	100mm	62,000円	150mm	160,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金(1m³当たり)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10m³まで</td> <td>1,400円</td> <td>11m³~</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>業務用</td> <td>10m³まで</td> <td>1,650円</td> <td>11m³~</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>季節用</td> <td>50m³まで</td> <td>8,800円</td> <td>51m³~</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>特殊用</td> <td>2,000m³まで</td> <td>305,200円</td> <td>2,001m³~</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>10m³まで</td> <td>1,800円</td> <td>11m³~</td> <td>180円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	基本料金		超過料金(1m ³ 当たり)		水量	料金	水量	料金	一般用	10m ³ まで	1,400円	11m ³ ~	150円	業務用	10m ³ まで	1,650円	11m ³ ~	160円	季節用	50m ³ まで	8,800円	51m ³ ~	170円	特殊用	2,000m ³ まで	305,200円	2,001m ³ ~	150円	臨時用	10m ³ まで	1,800円	11m ³ ~	180円
	メータ口径	金 額																																																					
13mm	1,000円																																																						
20mm	2,000円																																																						
25mm	3,000円																																																						
40mm	7,600円																																																						
50mm	16,000円																																																						
75mm	34,000円																																																						
100mm	62,000円																																																						
150mm	160,000円																																																						
用途	基本料金		超過料金(1m ³ 当たり)																																																				
	水量	料金	水量	料金																																																			
一般用	10m ³ まで	1,400円	11m ³ ~	150円																																																			
業務用	10m ³ まで	1,650円	11m ³ ~	160円																																																			
季節用	50m ³ まで	8,800円	51m ³ ~	170円																																																			
特殊用	2,000m ³ まで	305,200円	2,001m ³ ~	150円																																																			
臨時用	10m ³ まで	1,800円	11m ³ ~	180円																																																			
(2)従量料金(1か月につき)		(2)休止料金																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">用途等の別</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>単価(1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">専用栓</td> <td rowspan="2">一般用</td> <td>1m³から10m³まで</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>メータ口径 11m³から20m³まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">13mm、 20mm</td> <td>21m³から100m³まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般用</td> <td>1m³から20m³まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>メータ口径 21m³から100m³まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>25mm以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湯屋用</td> <td>1m³から20m³まで</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td>21m³から100m³まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>101m³以上</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>特殊用</td> <td></td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>連用栓</td> <td colspan="3">各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものと算定する。</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	用途等の別	金 額		使用水量	単価(1m ³ につき)	専用栓	一般用	1m ³ から10m ³ まで	40円	メータ口径 11m ³ から20m ³ まで	130円	13mm、 20mm	21m ³ から100m ³ まで	200円	101m ³ 以上	240円	一般用	1m ³ から20m ³ まで	130円	メータ口径 21m ³ から100m ³ まで	200円	25mm以上	240円	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	65円	21m ³ から100m ³ まで	100円		101m ³ 以上	120円	特殊用		480円	連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものと算定する。			一般用 500円 業務用・季節用 600円														
種 別	用途等の別			金 額																																																			
		使用水量	単価(1m ³ につき)																																																				
専用栓	一般用	1m ³ から10m ³ まで	40円																																																				
		メータ口径 11m ³ から20m ³ まで	130円																																																				
	13mm、 20mm	21m ³ から100m ³ まで	200円																																																				
		101m ³ 以上	240円																																																				
	一般用	1m ³ から20m ³ まで	130円																																																				
		メータ口径 21m ³ から100m ³ まで	200円																																																				
		25mm以上	240円																																																				
	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	65円																																																				
		21m ³ から100m ³ まで	100円																																																				
		101m ³ 以上	120円																																																				
特殊用		480円																																																					
連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものと算定する。																																																						
2 検針・調定期間	・隔月(2か月に1回)検針 ・隔月(2か月に1回)調定(請求)		・毎月(1か月に1回)検針 ・毎月(1か月に1回)調定(請求)																																																				

部 会 名	水 道
-------	-----

問題点・課題	料金体系及び検針・調定期間が異なっている。
--------	-----------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後最初の1年間はおおむね75%、2年目はおおむね50%、3年目はおおむね25%を減免するものとし、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。
-------	---

調 整 案	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。
-------	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 上水道事業																																					
分類	給水装置新設等負担金																																					
	現 況																																					
項 目	高 松 市	庵 治 町																																				
1 徴収対象者	給水装置の新設及びメータ口径の増加の申込者	高松市と同じ。																																				
2 負担金の額 差額表 = 参考資料参照	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>189,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>315,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>819,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,701,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>4,662,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>9,513,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>26,271,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。</p>	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	63,000円	20mm	189,000円	25mm	315,000円	40mm	819,000円	50mm	1,701,000円	75mm	4,662,000円	100mm	9,513,000円	150mm	26,271,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>31,500円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>94,500円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>157,500円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>220,500円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>409,500円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>850,500円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,315,250円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>4,725,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。</p>	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	31,500円	20mm	94,500円	25mm	157,500円	30mm	220,500円	40mm	409,500円	50mm	850,500円	75mm	2,315,250円	100mm	4,725,000円
メータ口径	金額(1か所につき)																																					
13mm	63,000円																																					
20mm	189,000円																																					
25mm	315,000円																																					
40mm	819,000円																																					
50mm	1,701,000円																																					
75mm	4,662,000円																																					
100mm	9,513,000円																																					
150mm	26,271,000円																																					
メータ口径	金額(1か所につき)																																					
13mm	31,500円																																					
20mm	94,500円																																					
25mm	157,500円																																					
30mm	220,500円																																					
40mm	409,500円																																					
50mm	850,500円																																					
75mm	2,315,250円																																					
100mm	4,725,000円																																					
3 負担金の権利	土地に帰属する。	使用者に帰属する。																																				

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
負担金の額及び負担金の権利の帰属が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 上水道事業																						
分類	手数料																						
項目	現	況																					
	高松市	庵治町																					
1 設計審査手数料	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> <tr> <td>新設工事</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>改造工事</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>		種別	金額(1件につき)	新設工事	3,000円	改造工事	2,000円	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> <tr> <td>新設工事</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>改造工事</td> <td>200円</td> </tr> </table>		種別	金額(1件につき)	新設工事	200円	改造工事	200円							
	種別	金額(1件につき)																					
	新設工事	3,000円																					
改造工事	2,000円																						
種別	金額(1件につき)																						
新設工事	200円																						
改造工事	200円																						
2 しゅん功検査手数料	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> <tr> <td>新設工事</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>改造工事</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>		種別	金額(1件につき)	新設工事	3,000円	改造工事	2,000円	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>口径mm</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">新設工事</td> <td>25未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>25以上</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改造工事</td> <td>25未満</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>25以上</td> <td>500円</td> </tr> </table>		種別	口径mm	金額(1件につき)	新設工事	25未満	500円	25以上	1,000円	改造工事	25未満	250円	25以上	500円
	種別	金額(1件につき)																					
	新設工事	3,000円																					
改造工事	2,000円																						
種別	口径mm	金額(1件につき)																					
新設工事	25未満	500円																					
	25以上	1,000円																					
改造工事	25未満	250円																					
	25以上	500円																					
3 穿孔手数料	(円)																						
	給水管	金額(1件につき)																					
	口径	分水栓穿孔	不断水穿孔																				
	20mm	6,300																					
	25mm	6,300																					
	40mm	10,500																					
	50mm		15,855																				
75mm		17,745																					
100mm		26,355																					
	該当なし。																						

部会名	水道
-----	----

問題点・課題
<p>・設計審査及びしゅん功検査の各手数料の額が異なっている。</p> <p>・庵治町では、指定工事店登録手数料は徴収していない。</p>

対応策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>なお、庵治町の指定工事店は、合併時に高松市の登録業者として取り扱うものとする。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 上水道事業	
分類	手数料	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 指定工事店登録手数料	1件につき、17,000円	該当なし。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 上水道事業	
分類	浄水施設の維持管理	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 浄水施設	浄水場 御殿、浅野、川添浄水場の3か所 配水池 5か所	配水池 4か所 ポンプ所 4か所
2 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場は、直営5直2交代制で24時間体制 ・浄水場の点検は、3時間ごとに施設点検、水質検査、薬品注入の調整を実施。 ・取水施設は、朝晩見回りをし、取水量の調整、ゴミの除去などを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検は週1回程度行っている。 ・役場に監視システムがある。 ・夜間休日に異常があれば、役場の宿直者より水道担当者(3名)に連絡があり対応する。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町の配水池等施設は、遠隔地にあることから、効率的な維持管理体制が必要である。 ・水質計器の整備が必要である。

対 応 策
<p>庵治町の配水池等施設については、御殿浄水場における遠隔監視システムによる集中監視を行い、適切な維持管理を行う。</p>

調 整 案
<p>庵治町の配水池等施設については、適切な維持管理を行う。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 上水道事業	
分類	受付・収納	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 受付事務	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、電話またはファックスで受付している。	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、規定の様式の書類により役場窓口で受付している。(押印が必要)
2 収納事務	水道料金については、口座振替や金融機関及び水道窓口での直接納付により収納している。また、コンビニ収納(夜間・休日)も実施している。	水道料金については、口座振替や金融機関及び水道窓口での直接納付により収納している。ただし、コンビニ収納(夜間・休日)は実施していない。

部会名	水 道
-----	-----

<ul style="list-style-type: none"> ・受付方法が異なっている。 ・水道料金等の収納方法が、一部異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 上水道事業	
分類	漏水対策	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 漏水修繕待機業務	道路上及び個人敷地内で発生する漏水の修繕に、365日、24時間迅速に対応するため、局職員による宿日直体制及び上下水道工事業協同組合による修繕待機体制で対応している。	役場宿日直職員からの連絡により、水道課の職員に連絡があり、水道課担当職員が指定業者に連絡して対応している。 指定業者の待機体制はとっていない。
2 漏水調査業務	地下漏水の早期発見を行うため、市内全域を対象に、市街地区は毎年、その他周辺地区は東部、西部、南部の3地区に分け3年毎に実施している。	有収率の減少状況を見て、おおむね8割を下回ると漏水調査を実施している。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・漏水修繕待機体制が異なっている。 ・庵治町では、漏水調査業務を定期的実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 上水道事業	
分類	水質検査	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 検査体制	直営(水質管理センター)	外部委託(香川県薬剤師会)
2 定期水質検査	<p>毎日検査: 3浄水場の浄水及び県営水道用水を受水する3か所の配水池並びに18か所の給水栓で実施</p> <p>毎月検査: 原水及び浄水。給水栓は、6か所で毎月検査、18箇所隔月検査を実施</p> <p>毎年検査: 原水及び浄水並びに6か所の給水栓は年4回、また、県営水道用水を受水する3か所の配水池は、年2回実施</p>	<p>毎日検査: 3か所で実施</p> <p>毎月検査: 3か所で実施</p> <p>毎年検査: 3か所で実施</p>
3 臨時水質検査	水源の水質が著しく悪化したとき。 水源に水質異常があったとき。 浄水処理工程に異常があったとき等実施	高松市と同じ。
4 工事設計書に記載すべき水質検査	水道事業認可及び変更認可を申請する場合に必要とする水質検査を実施	該当なし。
5 その他緊急時の水質検査	お客さまからの請求を受けたときの緊急時の水質検査及び水質相談	高松市と同じ。
6 情報提供	水質の安全性について、水質年報の作成や水道広報紙、ホームページ等で公表している。	住民等からの問い合わせに対し、公表している。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・水質検査体制が異なっている。</p> <p>・その他緊急時の水質検査及び情報提供の方法が異なっている。</p>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

参考資料

1 経営形態と会計処理

庵治町水道事業を高松市水道事業に統合する。会計処理についても高松市水道事業会計に統一して処理する。

2 水道料金

庵治町の水道料金は、合併時に高松市の料金に統一する。

ただし、料金統一に伴い、負担が増加するものについては、急激な負担の増加をさけるため、その増加額について、合併後3か年の段階的緩和措置を適用し、4年目に高松市の水道料金に合わせるものとする。

水道料金の比較

一般用	1か月の 使用水量 m ³	高松市 円	庵治町 円	差 額 円
メータ口径 13mmの場合	0	1,050	1,470	420
	10	1,470	1,470	0
	15	2,152	2,250	98
	20	2,835	3,040	205
	25	3,885	3,830	55
	30	4,935	4,620	315
	50	9,135	7,770	1,365
	100	19,635	15,640	3,995
メータ口径 20mmの場合	0	2,100	1,470	630
	10	2,520	1,470	1,050
	20	3,885	3,040	845
	30	5,985	4,620	1,365
	50	10,185	7,770	2,415
	74	15,225	11,550	3,675
	100	20,685	15,640	5,045

一般用	1か月の 使用水量 m ³	高松市 円	庵治町 円	差 額 円
メータ口径 25mmの場合	0	3,150	1,470	1,680
	50	12,180	7,770	4,410
	67	15,750	10,440	5,310
	100	22,680	15,640	7,040
	150	35,280	23,520	11,760
	200	47,880	31,390	16,490
	500	123,480	78,640	44,840

(注) 印は各口径別の平均使用水量を示している。

高松市の料金に統一して料金が高くなる場合とその対応

庵治町の水道使用者の87.2%を占める口径13mm一般用の場合、負担が減少する使用者は、1か月使用量0m³から9m³までと11m³から23m³までで54.4%が、その他業務用などを合わせると、全体の60.7%が減少し、負担の増減のないものの比率は2.7%となっている。

一方、口径13mm一般用の場合、1か月の使用量が24m³以上については、1m³当たりの従量料金が高松市の方が高いことから高くなり、また、口径20mm以上の大口使用者についても、基本料金や従量料金の水準が高松市の方が高いことから、全体では36.6%が高くなる。

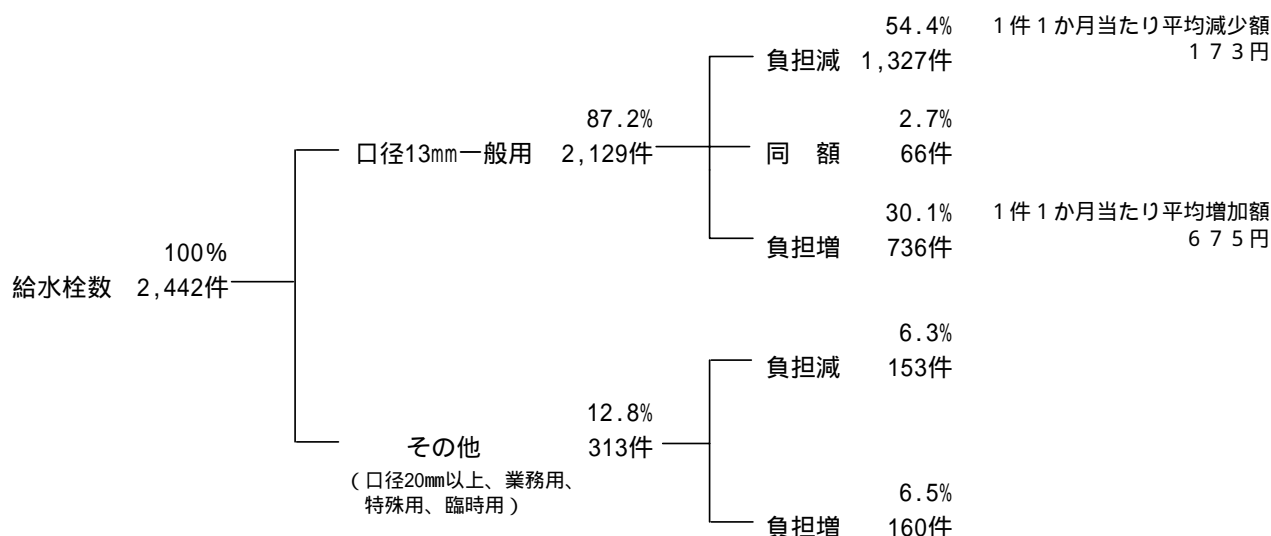
負担が増える使用者の中には、増加額の幅が大きくなるものがあることから、統一後の料金が低くなるものについては、そのまま高松市の料金を適用し、統一後の料金が高くなるものについては、合併後の3年間に段階的な緩和措置を行い、4年目に高松市の料金に統一するものとする。

緩和措置の適用方法は、水道料金の増加額について、1年目はその概ね75%を、2年目は50%を、3年目は25%を減免措置するものとする。

緩和措置を適用した場合の水道料金の推移
(4年目に高松市の料金と統一)

メータ口径13mm 一般用の場合	1か月の 使用水量 (m ³)	庵治町 の料金 (円)	合併後の料金(円)				高松市 の料金 (円)
			1年目	2年目	3年目	4年目	
	30	4,620	4,698	4,777	4,856	4,935	4,935
	50	7,770	8,111	8,452	8,793	9,135	9,135
	70	10,920	11,523	12,127	12,731	13,335	13,335
	100	15,640	16,642	17,640	18,637	19,635	19,635

庵治町給水栓数内訳



庵治町における使用実績の分布

(1か月につき)

使用区分	使用量	該当栓数	構成
	一般用 メータ口径13mm		
	11m ³ ~20m ³	591	24.2%
	21m ³ ~30m ³	464	19.0%
	31m ³ ~50m ³	358	14.7%
	51m ³ ~100m ³	71	2.9%
	101m ³ ~	5	0.2%
	小計	2,129	87.2%
一般用メータ口径20mm以上		9	0.4%
業務用		300	12.3%
特殊用		1	0.0%
臨時用		3	0.1%
合計		2,442	100.0%

庵治町の栓数の構成は、一般用メータ口径13mmが87.2%を占める。このうち1か月に10m³までの使用者が26.2%、30m³までの使用者になると69.4%を占める。

料金表の比較(参考)

高松市水道料金表

次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じて得た額。ただし、1円未満は切り捨てる。

(1)基本料金(1か月につき)

メータ口径	金額
13mm	1,000円
20mm	2,000円
25mm	3,000円
40mm	7,600円
50mm	16,000円
75mm	34,000円
100mm	62,000円
150mm	160,000円

(2)従量料金(1か月につき)

種別	用途等の別	金額	
		使用水量	単価 (1m ³ につき)
専用栓	一般用 メータ口径 13mm、 20mm	1m ³ から10m ³ まで	40円
		11m ³ から20m ³ まで	130円
		21m ³ から100m ³ まで	200円
		101m ³ 以上	240円
	一般用 メータ口径 25mm以上	1m ³ から20m ³ まで	130円
		21m ³ から100m ³ まで	200円
		101m ³ 以上	240円
	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	65円
		21m ³ から100m ³ まで	100円
		101m ³ 以上	120円
特殊用		480円	
連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものと して算定する。		

庵治町水道料金表

次の(1)の合計額または(2)の額に100分の105を乗じて得た額。ただし、10円未満は切り捨てる。

(1)基本料金・超過料金(1か月につき)

用途	基本料金		超過料金(1m ³ 当たり)	
	水量	料金	水量	料金
一般用	10m ³ まで	1,400円	11m ³ ~	150円
業務用	10m ³ まで	1,650円	11m ³ ~	160円
季節用	50m ³ まで	8,800円	51m ³ ~	170円
特殊用	2,000m ³ まで	305,200円	2,001m ³ ~	150円
臨時用	10m ³ まで	1,800円	11m ³ ~	180円

(2)休止料金

一般用 500円
業務用・季節用 600円

3 負担金・手数料

高松市の負担金・手数料に統一する。

新設工事をした場合の費用は、負担金と各手数料が必要なことから、高松市に統一した場合、一般住宅で平均43,100円庵治町より高くなり、改造工事においても、3,550円負担が増える結果となるが、負担金・手数料は毎年負担するものではなく、影響は少ないと判断される。

負担金の比較

(単位：円)

メータ口径	高松市	庵治町	差額
13mm	63,000	31,500	31,500
20mm	189,000	94,500	94,500
25mm	315,000	157,500	157,500
40mm	819,000	409,500	409,500
50mm	1,701,000	850,500	850,500

【高松市及び庵治町で給水装置の新設又は改造工事を施工した場合の費用負担例】

試算条件：ダクタイル鋳鉄管から給水管口径20mmで引込し、13mmのメータを設置した場合

試算条件：既設給水装置(25mm未満)を使用して改造工事を施工した場合

(新設工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	庵治町	差 額
負 担 金	63,000	31,500	31,500
設計審査手数料	3,000	200	2,800
しゅん功検査手数料	3,000	500	2,500
穿孔手数料	6,300	0	6,300
合 計	75,300	32,200	43,100

高松市の穿孔手数料については、自社穿孔の場合は徴収しない。

(改造工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	庵治町	差 額
設計審査手数料	2,000	200	1,800
しゅん功検査手数料	2,000	250	1,750
合 計	4,000	450	3,550

4 庵治町の水道施設の維持管理

高松市水道局で管理する。

庵治町の配水池等の施設については、効率的に管理するため、遠隔監視システムによる集中監視などで効率的対応を図る。

配水管等については、残存している石綿セメント管の早期解消を図るとともに、主要幹線配水管のバイパス管布設や市町間の相互融通管の布設、老朽施設の更新などを行い、安定給水を図る。

5 庵治町におけるお客さまサービスの向上

庵治町においては、平成12年度まで鉛管を使用しており、鉛管の使用率が高く、鉛管の取替については、下水道工事及び修繕工事時等で行っている。

今後は、高松市水道事業鉛製給水管解消基本計画に基づき、石綿管更新、下水道等工事、漏水修繕工事時等、機会あるごとに鉛管解消を図るとともに、助成制度も適用して水道水の安全性の確保に努める。

漏水修繕等について、漏水調査や修繕体制などが確立されており、緊急時の対応が充実する。

水道料金の納付について、コンビニ収納(夜間・休日)が可能となり、利便性が向上する。

水質試験等については、自己検査体制を有していることから、水源からじゃ口までの水質管理について、きめ細かなお客さま対応とともに緊急時の検査等の対応が可能となり、また、情報提供についても、水質年報や水道広報紙、インターネット等で公表することにより、安全性の向上が図れる。

自己処理水源の確保により、水の相互融通が図られ、災害時等においても安定給水を行うことができる。

県営水道用水の受水比率が100%となっていることから、自己処理水との併用により、平成18年度に予想される県営水道用水の料金値上げに対しても、水道料金への影響を少なくすることができる。

「学校教育事業について」に関する資料

公立学校管理業務について	115
遠距離通学者等に対する助成について	116
学校給食について	117
奨学制度等の支援制度について	118
保護者負担軽減対策について	119~121
学校教育指導について	122
公立幼稚園について	123
入学記念製作について	124

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業		
分類	公立学校管理業務		
現 況			
項 目	高 松 市		庵 治 町
1 幼稚園	(施設数)	18 園	(施設数) 1 園
	(学級数)	70 学級	(学級数) 5 学級
	(園児数)	1,991 人	(園児数) 101 人
2 小学校	(施設数)	41 校 1 分校	(施設数) 2 校
	(学級数)	普通 579 学級 特殊 91 学級	(学級数) 普通 13 学級 特殊 1 学級
	(児童数)	普通 18,242 人 特殊 217 人	(児童数) 普通 299 人 特殊 1 人
3 中学校	(施設数)	18 校	(施設数) 1 校
	(学級数)	普通 245 学級 特殊 40 学級	(学級数) 普通 6 学級 特殊 1 学級
	(生徒数)	普通 8,630 人 特殊 70 人	(生徒数) 普通 145 人 特殊 2 人
4 高等学校	(施設数)	1 校	該当なし。
	(学級数)	普通科 24 学級 音楽科 3 学級 補習科 1 学級	
	(生徒数)	普通科 960 人 音楽科 94 人 補習科 37 人	

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
庵治町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	遠距離通学者等に対する助成等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 小学校児童通学等援助	該当なし。	高尻、篠尾、鎌野、笹尾、竹居、江の浜地区に住所を有する4・5歳児、1・2年生のため、スクールバス(2台)を運行している。 乗車が可能な場合には、3～6年生の児童の希望者も利用を許可している。
2 中学校生徒通学援助	(内容) 城内中学校に通学する女木地区の生徒に対して、女木・高松間の船の定期代金を補助している。 [平成15年度補助者数] 4人	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・高松市では、小学校児童通学等援助(スクールバスの運行)を実施していない。 ・庵治町では、中学校生徒通学援助を実施していない。

対 応 策
庵治町で実施しているスクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぐ。

調 整 案
庵治町で実施しているスクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	学校給食	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 調理方法	単独調理場22ヶ所、共同調理場17ヶ所において、市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。 共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。	庵治学校給食給食センターにおいて、小・中学校各1校、幼稚園の給食調理をしている。
2 給食費	(小学校) 低学年 1食210円 中学年 1食225円 高学年 1食240円 (中学校) 1食260円 (幼稚園) 該当なし。	(小学校) 1食230円 (中学校) 1食260円 (幼稚園) ・3歳児(肝油・おやつ代を含む) 1食259円(週2回) ・4・5歳児(副食費は122円) 1食235円(週3回/うち1回米飯)
3 献立作成方法	担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。 なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。 (献立委員会) (開催回数) 1回/月 (委員構成) 学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員	学校栄養職員が献立原案を作成し、学校給食献立委員会に諮り、献立が決定する。 (献立委員会) (開催回数) 1回/月 (委員構成) 教育長、小・中学校長、小・中学校PTA代表、小・中・幼給食担当教諭
4 給食材料購入方法	決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。 なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。	決定した献立に基づいて、学校給食センターにおいて購入する。
5 幼稚園給食	該当なし。	学校給食センターにおいて、調理している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・調理方法、給食費、献立作成方法及び給食材料購入方法に差異がある。 ・高松市では、幼稚園給食を実施していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の学校給食及び幼稚園給食については、庵治学校給食センターにおいて実施するものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の学校給食及び幼稚園給食については、庵治学校給食センターにおいて実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	奨学制度等の支援制度	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 奨学制度	<p>(奨学金支給制度) 支給対象 高松市に住所を有し、成績優秀かつ向学心の盛んな生徒で、家庭の経済的理由のため高等学校への進学が困難な者 支給金額 9,000 円/月 (高等学校等入学準備金貸付制度) 貸付対象 高松市に住所を有し、高等学校等に入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者 貸付限度額(無利子) 国・公立学校 100,000円以内 私立学校 150,000円以内 返還方法 6ヶ月据え置きの後、25ヶ月以内の割賦弁済</p>	該当なし。
2 要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業	<p>(学用品費、通学用品費等) 国の基準で支給している。 (学校給食費) 実費を支給している。 (修学旅行費) 実費を支給している。 (市単独分) 算数セット及び英和辞典等の新入学児童生徒学用品費(限度額あり)や集団宿泊学習費を支給している。</p>	<p>(学用品費、通学用品費等) 高松市と同じ。 (学校給食費) 高松市と同じ。 (修学旅行費) 高松市と同じ。 (町単独分) 支給していない。</p>
3 特殊教育児童生徒就学奨励事業	<p>学用品費、通学用品費等、要保護及び準要保護児童生徒就学奨励費の半額を支給。 ただし、通学費については実費を支給している。</p>	<p>学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費は半額を支給。 修学旅行費、新入学生徒学用品等は、国の基準で支給している。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・庵治町では、奨学制度がない。 ・要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業について、庵治町では町単独分を支給していない。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業																					
分類	保護者負担軽減対策																					
現 況																						
項目	高 松 市	庵 治 町																				
1 就園奨励費補助	(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円以下の世帯 (支給額)	(対象) 3～5歳児の保護者に対し、保育料を減免 (支給額)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市立幼稚園</td> <td>市民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立幼稚園</td> <td>市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民税所得割額 非課税世帯</td> <td>第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民税所得割額 8,800円以下</td> <td>第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民税所得割額 8,801円以上 102,100円以下</td> <td>第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000</td> </tr> </tbody> </table>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	市立幼稚園	市民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000	市民税所得割額 非課税世帯	第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000	市民税所得割額 8,800円以下	第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000	市民税所得割額 8,801円以上 102,100円以下	第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>減免することができる世帯</th> <th>減免する額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">町立幼稚園</td> <td>町民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 以降 64,000</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園</td> <td>該当なし。 庵治町では私立幼稚園がない。</td> </tr> </tbody> </table>	減免することができる世帯	減免する額(円)	町立幼稚園	町民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 以降 64,000	私立幼稚園
授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)																					
市立幼稚園	市民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000																				
	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000																			
		市民税所得割額 非課税世帯	第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000																			
市民税所得割額 8,800円以下			第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000																			
	市民税所得割額 8,801円以上 102,100円以下		第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000																			
		減免することができる世帯	減免する額(円)																			
町立幼稚園		町民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 以降 64,000																			
	私立幼稚園	該当なし。 庵治町では私立幼稚園がない。																				
	2 私立幼稚園就園費補助	(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円を超える世帯 (補助額) 年額27,600円(途中入園の場合は月割となる。)	該当なし。 庵治町では、私立幼稚園がない。																			

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・庵治町では、第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度及び大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度を実施していない。</p> <p>・児童生徒副読本支給の費用負担等、中学校新人・総合体育大会補助及び学校行事等参加補助に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町地域における</p> <p>・小学校の学校行事等及び町合唱コンクール参加補助については、現行のとおりとする。</p> <p>・中学校新人・総合体育大会及び香川県音楽発表会参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町地域における小学校の学校行事等及び町合唱コンクール参加補助については、現行のとおりとする。</p> <p>中学校新人・総合体育大会及び香川県音楽発表会参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
況		
項目	高 松 市	庵 治 町
3 第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度	<p>(対象)</p> <p>同一保護者が、現に養育している3人以上の児童のうち、その出生の順番が第3位以降であり、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者</p> <p>(補助額)</p> <p>市民税の課税額により、6の階層に分け、就園奨励費の限度額を超えない金額</p>	該当なし。
4 児童生徒副読本支給	<p>(費用負担) 高松市が負担</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校1～6年生「わたしたちの体育」、「道徳(なかよし・ともに生きる・わたしのいく道)」 ・小学校3～4年生に「高松の今と昔」 ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」 	<p>(費用負担) 保護者が負担</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校1～6年生「わたしたちの体育」、「道徳(なかよし・ともに生きる・わたしのいく道)」 ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」
5 大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度	<p>金融機関から教育資金の融資を受けた保護者の経済的な負担を軽減するために、融資を受けた入学資金に係る約定利子(利子の年間支払額)のうち年利1%相当額(限度額2万円)を一定期間利子補給する。</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
況		
項目	高 松 市	庵 治 町
6 中学校新人・総合体育大会参加補助	<p>(補助内容) 高松市中学校体育部に対し、大会に参加する生徒輸送費の保護者負担の軽減を図るため、補助金を交付している。補助金は、参加生徒輸送費支給基準により、一部補助している。</p> <p>(高松市中学校新人体育大会) 輸送費の一部を補助</p> <p>(香川県中学校新人体育大会) 補助なし</p> <p>(高松市中学校総合体育大会) 輸送費の一部を補助</p> <p>(香川県中学校総合体育大会) 補助なし</p> <p>(四国中学校総合体育大会) 交通費の全額を補助</p> <p>(全国中学校総合体育大会) 交通費の全額を補助</p>	<p>(補助内容) 生徒輸送費等の保護者負担の軽減を図るため補助等を行っている。</p> <p>(木田郡中学校新人体育大会) 輸送費を負担</p> <p>(香川県中学校新人体育大会) 輸送費を負担</p> <p>(木田郡中学校総合体育大会) 輸送費を負担</p> <p>(香川県中学校総合体育大会) 補助なし</p> <p>(四国中学校総合体育大会) 交通費・宿泊費の全額を補助</p> <p>(全国中学校総合体育大会) 交通費・宿泊費の全額を補助</p>
7 学校行事等参加補助	<p>(小学校) 男木、女木小学校児童が体験学習の際に利用する船賃を支給。また、菅沢分校の児童が学校行事等で本校を往復する際のタクシー代を負担している。</p> <p>(中学校) 男木中学校生徒が体験学習の際に利用する船賃を支給。中学校部活動の大会参加に要する経費は、保護者負担している。</p>	<p>(小学校) ・第二小学校児童にへき地体験学習のための補助金を支給している。 ・学校行事等に参加するために、船・タクシー代を負担している。</p> <p>(中学校) ・町合唱コンクール参加補助 ・香川県音楽発表会参加補助 輸送費・ホール借上げ料を負担</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-19 学校教育事業	
分類	学校教育指導	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 教育用パソコン整備状況	国の基準どおり、小中学校ともにパソコン教室は児童生徒1人1台を達成し、校内LAN関係では普通教室2台特別教室6台の整備を実施済み。	中学校のパソコン教室は、1人1台を達成。小学校のパソコン教室は、22台配置。 校内LAN関係は、国の目標をもとに平成17年度に整備予定。
2 英語指導助手派遣	(配置状況) 市招致英語指導助手 5名を9中学校に配置 県招致英語指導助手 6名を9中学校に配置 (派遣回数) 小学校 要請により、派遣 中学校 3週間に約2回 幼稚園 該当なし。	(配置状況) 町招致英語指導助手 1名を中学校に配置 (派遣回数) 小学校 毎週水曜日 第二小学校へは第二水曜のみ 中学校 ほぼ毎時間、英語の授業に参加 幼稚園 毎週火曜日 午前中
3 常勤講師配置	(小学校) 3名 (中学校) 2名	(小学校) 該当なし。 (中学校) 1名(英語講師)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
英語指導助手の配置状況及び派遣回数に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における ・英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・中学校の常勤講師配置については、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。 中学校の常勤講師配置については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-19 学校教育事業	
分類	公立幼稚園	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 幼稚園授業料の金額	月額 5,900円	月額 5,500円
2 幼稚園授業料の納付方法等	幼稚園が保護者より、その月の10日までに口座振替で徴収。保護者より徴収した授業料をまとめて幼稚園が高松市に納入。	町が保護者より、毎月20日頃に口座振替で徴収。
3 幼稚園園児募集	園児募集要項を定め、広報、ホームページの掲載と各園に通知する。入園手続きは各園で実施する。募集定員を超えて応募の場合は、抽選会を実施し、入園者を決定する。	町広報誌により募集する。入園手続きは各園で実施する。現在は、希望する全員が入園できている。
4 定員	(3歳児) 1クラス35人まで、25人を超えれば常勤講師を配置する。 (4歳児) 1クラス35人 (5歳児) 1クラス35人	(3歳児) 1クラス20人 (4歳児) 1クラス30人 (5歳児) 1クラス30人

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園授業料、授業料の納付方法等及び園児募集方法に差異がある。 ・定員に差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、4年度目において高松市の授業料と同額となるよう段階的に調整するものとする。 ・幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する <p>なお、学級定員の取扱いについては、合併時に在園中の者が卒園するまでは、現行のとおり継続するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の授業料と同額となるよう段階的に調整するものとする。 幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 学校教育事業	
分類	入学記念製作	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 小学校入学記念児童作品製作	該当なし。	平成4年度から、新1年生が下絵を描いた石板(2.5m×1.2m×0.18m程度)に色付け、石彫したモニュメントを、町内の「やすらぎの道」へ設置している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、小学校入学記念児童作品製作を実施していない。

対 応 策
庵治町の小学校入学記念児童作品製作については、現行のとおり実施する。

調 整 案
庵治町の小学校入学記念児童作品製作については、現行のとおり実施する。

協議第38号資料

「その他の事業について」に関する資料

水 問 題 対 策 に つ い て …………… 126～127

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(水問題対策)	
分類	水問題対策	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 水循環健全化計画	<p>(目的) 水の世紀とも言われる21世紀において、高松市として、湯水への抵抗力を強めながら、水を大切にす循環型都市の創造を目指し、安定的で持続的な水利用を可能とする健全な水循環を確保する視点に立った総合的な取組みを進めることを目的としている。</p> <p>(策定) 平成15年3月</p> <p>(計画期間) 平成15年度～平成22年度</p> <p>(基本方針) <ul style="list-style-type: none"> ・水の有効利用と水資源の確保 ・自然な水循環の回復 ・緑地・水辺の再生 ・水質汚濁の防止 ・都市の安全と安心の確保 ・パートナーシップに基づいたまちづくり </p>	該当なし。
2 大規模建築物の節水・循環型水利用	<p>「節水・循環型水利用の推進に関する要綱」に基づき、延床面積2,000㎡以上の建築物の建築に際し「節水・循環型水利用計画書(雨水・下水再生水などの雑用水利用、節水型機器の使用、雨水の地下浸透の導入)」の提出を義務付けている。</p>	該当なし。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・庵治町では、水循環健全化計画を策定していない。</p> <p>・庵治町では、大規模建築物の節水・循環型水利用を実施していない。</p> <p>・排水再利用促進助成制度がない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度を適用する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(水問題対策)	
分類	水問題対策	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
3 排水再利用促進助成制度	<p>(対象者) 市内の自己の管理する建築物からの排水を再生処理するための施設を整備する個人及び事業所</p> <p>(助成額) 標準施設費が実費の少ない額の10分の1</p> <p>標準施設費 ・下水道普及地域 2,300万円～3,070万円 ・下水道未普及地域 720万円～1,260万円 [1日当たりの処理能力に応じて標準施設費を7ランクに分けている。]</p>	該当なし。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案